

山陽小野田都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	24
参考資料	25

令和〇年(20〇年)〇月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね20年後となる令和22年(2040年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,309 ha	
	合 計		13,309 ha	

※ 「都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

山陽小野田市の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
山陽小野田都市計画区域	62,671人	54,733人	48,860人
山陽小野田都市計画区域外	—	—	—
合 計	62,671人	54,733人	48,860人

※平成27年(2015年)数値は、平成27年(2015年)国勢調査の値

※令和12年(2030年)及び令和22年(2040年)の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年(2018年)3月推計)）

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

山陽小野田都市計画区域は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海にそそぐ厚狭川・有帆川沿いやその河口に形成された市街地となだらかな丘陵地、平坦な干拓地等からなる区域で、山陽小野田市の1市で構成されている。

山陽小野田市の南部は、江戸時代から石炭産業が盛んで、明治14年（1881年）には、日本初の民間セメント会社が設立される等、古くから工業のまちとして発展してきたが、石炭産業が衰退した後は、企業誘致と緑化の推進、大型ショッピングセンターの誘致、山口東京理科大学の開学等、新しい産業と文化のまちとして発展をしている。

また、北部は古くから交通の要衝で、近年は、山陽新幹線厚狭駅の設置等恵まれた広域交通網により交通の拠点性がますます強まっており、居住空間と産業空間が共存する活力ある地域として発展を遂げている。

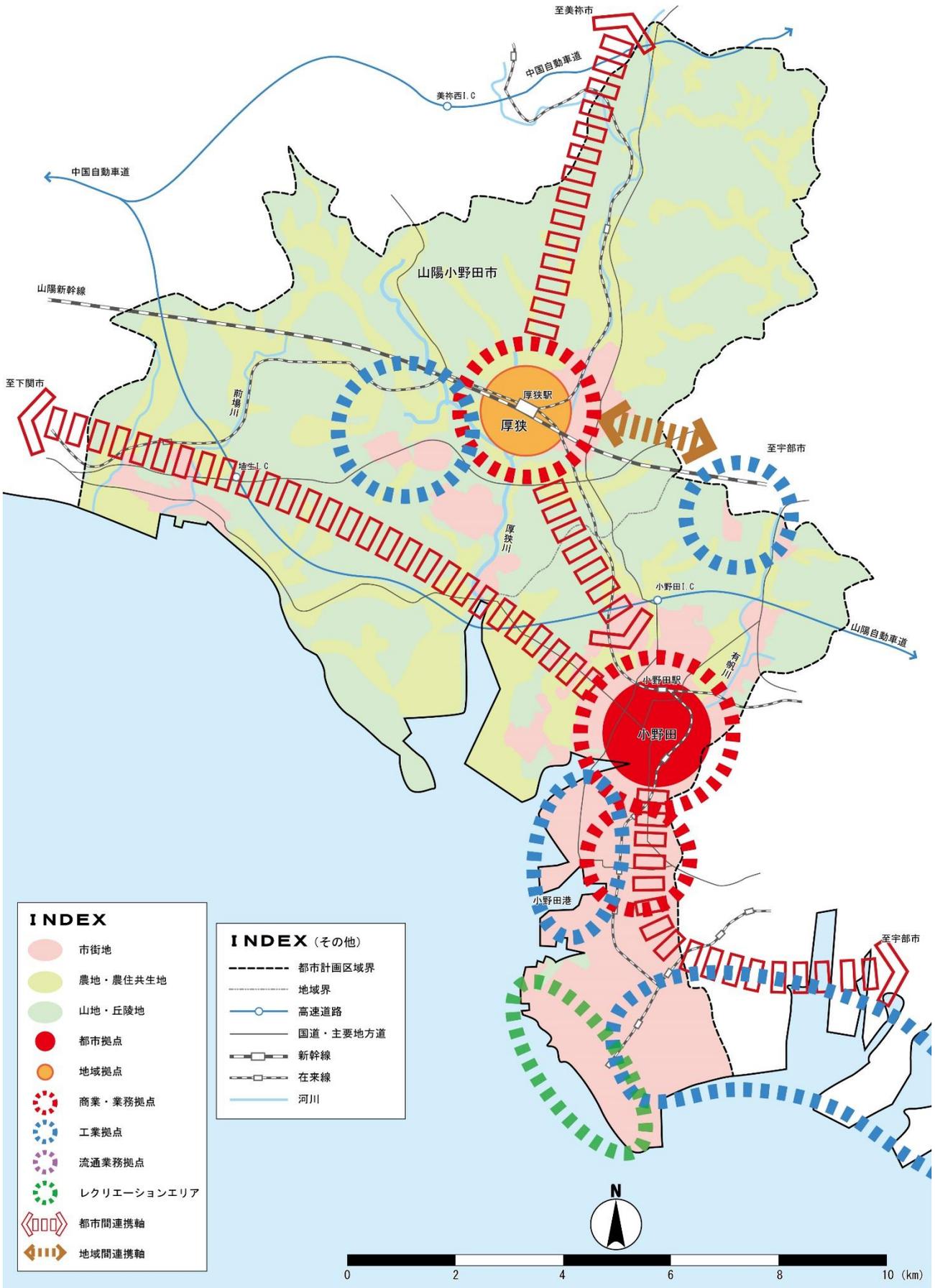
さらに、江汐湖、竜王山や焼野海岸等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化等、豊かな観光資源に恵まれた地域特性を持っており、米・野菜を中心とした農業や水産業も営まれている。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

歴史・文化と調和し、 豊かな自然環境と活力ある産業を活かした交流都市づくり

- 市街地を囲む丘陵地や、瀬戸内海の海岸線等の豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と調和した美しい都市づくりを進める。
- 宇部市、美祢市、下関市等との都市間連携の強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*を策定することで都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 高速道路網や港湾等の広域交通利便性を活かした都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

山陽小野田都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定めない。

【区域区分*を定めないとした理由】

本区域は、一定の開発圧力*があるものの、特定用途制限地域*の適用を行っているほか人口が減少傾向にあることなどから、急激な市街地拡大の可能性は低いと判断される。しかしながら、隣接し、市街地が連担している宇部都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バランスに配慮した土地利用規制を行う。

したがって、区域区分*を定めないものの、建築形態規制*に加え、特定用途制限地域*等による土地利用制度を適切に運用し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図るものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策と用途地域*内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域*内での開発の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 行政施設や業務施設が集積している小野田駅周辺では、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 多様な拠点施設が周辺に位置する公園通り一帯では、計画的な市街地更新を進め、商業施設や公共施設の集積を活かして利便性の高い中核都市らしい生活空間の形成を図る。
- ・ 行政施設や業務施設が集積している厚狭駅周辺では、新幹線駅の利便性を活かして、住宅とともに商業業務施設の建設を誘導するとともに、既存市街地への都市機能の充実を図る。
- ・ 鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近については、周辺地域の日常的な生活サービスを支える商業地としての機能集積に努める。
- ・ 国道 190 号や県道船木津布田線の沿道等の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境や沿道景観の維持・形成を図るとともに、日常的な生活利便の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 既存の工業団地は、立地環境の保全・基盤整備により、高度技術産業や研究開発産業等の企業誘致の推進や既存企業の定着を図る。
- ・ 臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の産業基盤整備を進める。
- ・ 小野田・楠企業団地については、地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業の地域への定着を促進する。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停の周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の

建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。

- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画*を活用し、空き家の利活用を促進するなどして都市のスポンジ化*対策を推進する。

④ 流通業務地

- ・ 小野田港を中心に、流通業務機能の集積を図る。また、物流拠点や産学連携による新産業の集積を誘導し、加工や物流サービス等による高付加価値型の流通業務機能の導入を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、周辺環境の維持や整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業*等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 本区域の中心部となっている小野田駅周辺などの地区については、立地適正化計画をはじめとする誘導策により、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療・教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 住工混在地では、用途の純化を図るとともに、都市環境や都市防災の面から、計画的に基盤施設の整備を進め、良好な居住環境の形成を促進する。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。
- ・ 竜王山や江汐湖等の自然景観や歴史的遺産、文化財等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等についてはその景観の保全を図る。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 厚狭川、有帆川沿いの市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*に指定された区域については、立地適正化計画*の活用や開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導する区域を設定するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

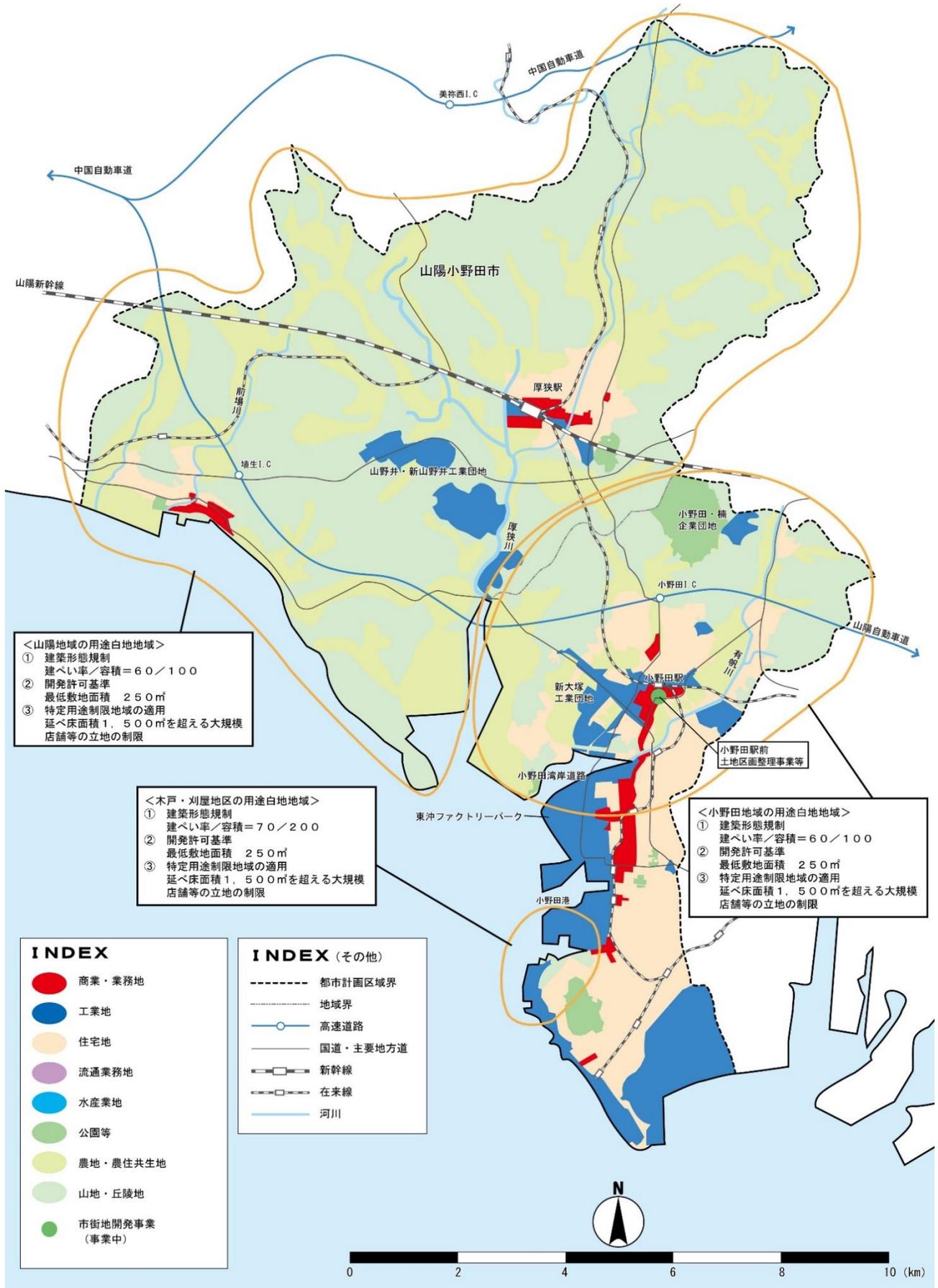
- ・ 竜王山、焼野海岸、江汐湖等の自然環境については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。

⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*を策定し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画*等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- ・ 用途地域の指定されていない地域においては、特定用途制限地域*の規制の強化や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。

- 地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- 山陽小野田市の埴生地区は、下関都市計画区域の市街化調整区域*に隣接しており、線引き・非線引き*都市計画区域*間における土地利用バランスを考慮し、適切な土地利用コントロールによる無秩序な開発の防止を図る。
- 国道2号や国道190号等の幹線道路沿道のうち、用途地域*の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、地区計画*の活用や特定用途制限地域*等の土地利用制度の適用等により、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 宇部・小野田広域圏における中核都市としての中枢機能を発揮し、圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かすとともに、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を維持する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線及び山陽本線の利便性の向上、小野田線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など、公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドの普及を推進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、山陽自動車道の小野田 I.C や山口宇部空港、宇部港、小野田港、山陽新幹線厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス道路の整備を促進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 県中央部と宇部・小野田地域の交流・連携の促進や区域内の円滑な交通流動の確保を図るため、地域高規格道路*の山口宇部小野田連絡道路（県道妻崎開作小野田線の一部を含む）を位置づける。
- ・ 周辺広域都市圏の都市拠点との連携の促進を図るため、山陽自動車道、国道2号、国道190号、国道316号、県道小野田山陽線を広域幹線道路として位置づける。

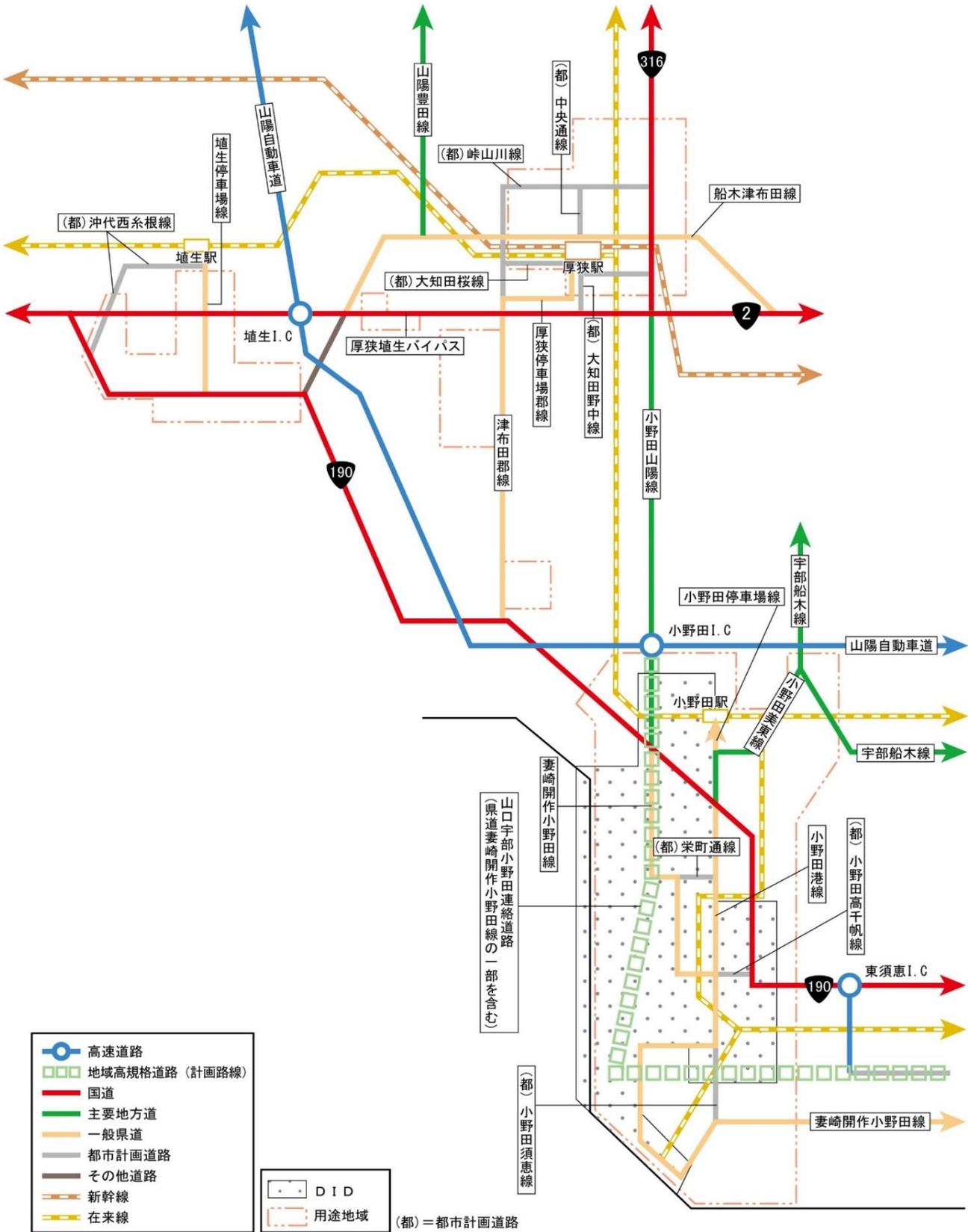
【地域幹線道路】

- ・ 広域幹線道路を補完し、本区域と周辺の都市拠点・地域拠点との連携の促進を図るため、県道小野田美東線、県道宇部船木線、県道山陽豊田線、県道津布田郡線を地域幹線道路として位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 都心環状道路として、（都）小野田高千帆線、（都）栄町通線を位置づける。
- ・ 広域幹線道路からの交通を既成市街地へ導流し、既成市街地と宇部市を結ぶ都市内骨格道路として、県道妻崎開作小野田線を位置づける。
- ・ 厚狭地区における都市内骨格道路として、県道厚狭停車場郡線、（都）中央通線、（都）峠山川線、（都）大知田野中線、（都）大知田桜線、（都）西見峠下村線を位置づける。
- ・ 埴生地区における都市内骨格道路として、県道埴生停車場線（（都）大久保吉田地線）、（都）沖代西糸根線を位置づける。

■主要道路の配置の方針図



2) 公共交通

- ・ 山陽新幹線厚狭駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、新幹線と小野田線、美祢線の利用促進や接続強化の検討、及びバスネットワーク*との連携による利便性の向上を図る。また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や中山間地域などの交通不便地域と交通結節点までの移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド型交通の維持・充実を図る。
- ・ 立地適正化計画*を策定し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

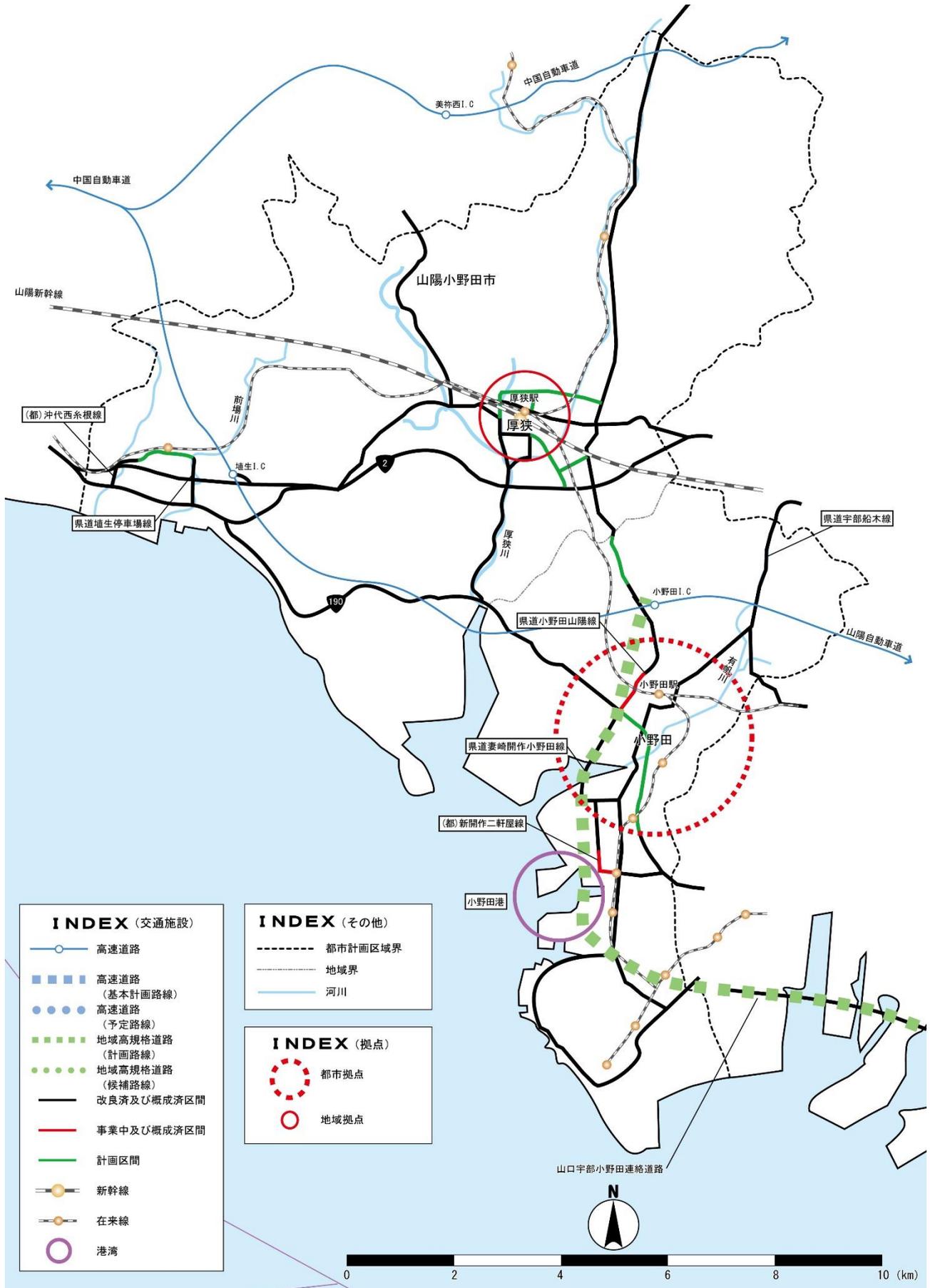
3) 駐車場

- ・ 駅等の交通結節点*や観光拠点等において、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点*や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

4) その他

- ・ 小野田港は、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良、航路・泊地の浚渫など、港湾機能の強化を進める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想*」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。
- ・ 山陽小野田市小野田水処理センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、

親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

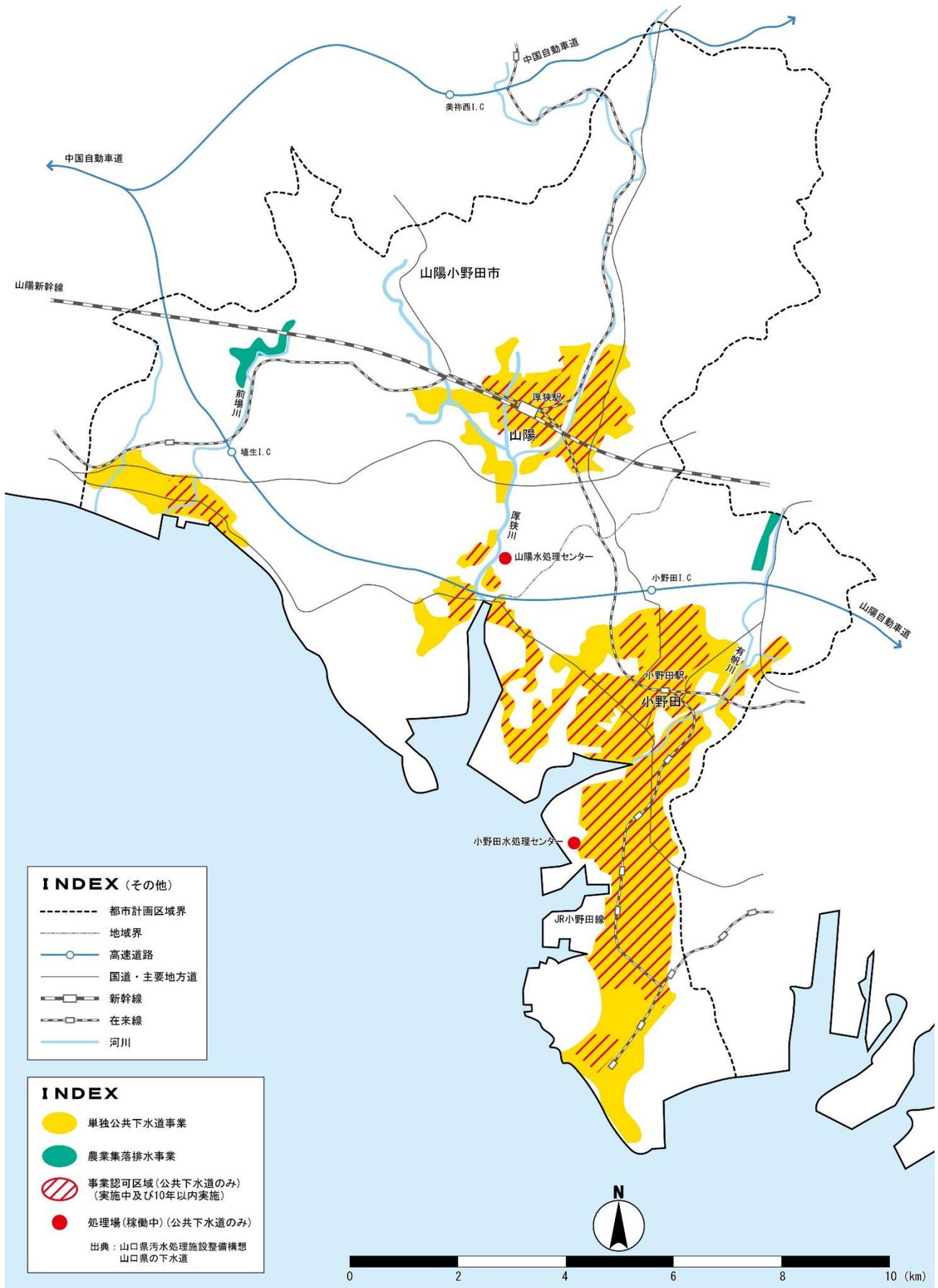
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 山陽小野田市環境衛生センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■ (参考) 下水道の整備方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 小野田駅前地区は、小野田地域の「表玄関」としての役割を担っていることから、都市再生整備計画事業の推進によりにぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。
- ・ 小野田駅及び厚狭駅周辺では、商業業務施設の集積促進、中高層共同住宅等の建設促進を図る。特に、都市基盤施設が整備された厚狭駅南部については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進める。
- ・ 厚狭駅北部の既成市街地については、既存商店街の再開発を目指した整備を図るとともに、古いまちなみや周辺の史跡、自然等を活かした交流の場として、市街地開発事業*の実現に向けた取組を促進する。
- ・ 小野田駅や厚狭駅において、南北の連絡機能を強化することにより、駅南北の一体的な市街地の形成を図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 都市の緑の保全、都市機能の集約化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりの推進により、自然的環境への負荷の低減に努める。
- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や厚狭川・有帆川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 市街地周辺部の開発がみられる地区等では、緑地の連続性の回復を図り、市街地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。

2) レクリエーション系統

- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 広域的なレクリエーションの場となる、江汐公園や竜王山公園、物見山公園等の整備を推進する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる公園として、江汐公園

を活用する。

- ・ 洪水、高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地の樹林を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 市街地北西部等に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	竜王山公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。
その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。

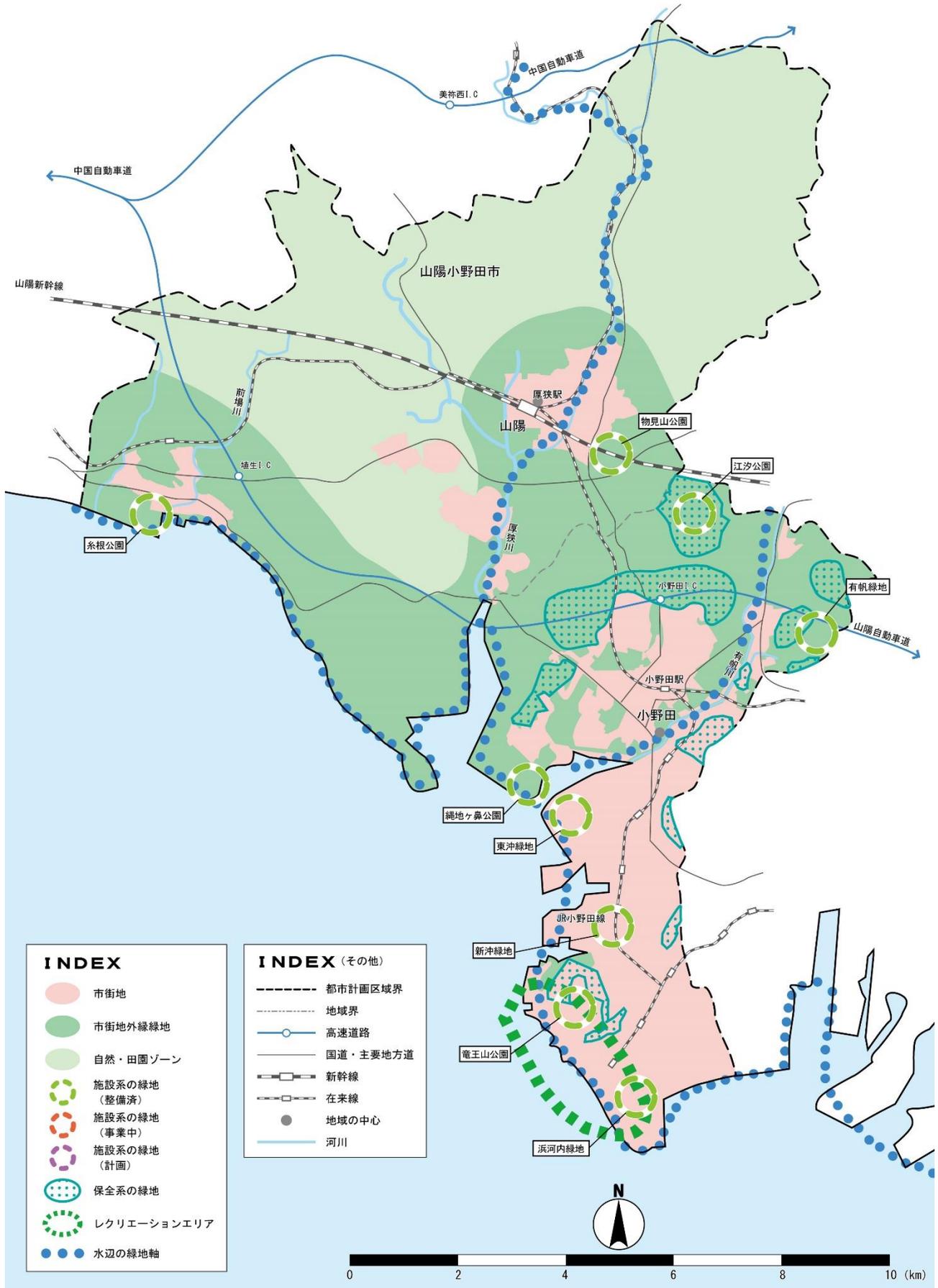
2) 風致地区*の指定の方針

本区域における風致地区*の指定の方針は、次表のとおりとする。

【風致地区*の指定の方針】

地区の種別	指定方針
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 景観行政団体として、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 小野田駅や市民館周辺地区、公園通り周辺地区、厚狭駅周辺地区では、商業・業務施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、地域の特性を踏まえながら、人々の憩いの空間の創出などにより、にぎわいのある景観形成に努める。
- ・ 良好な自然景観を有する竜王山や江汐湖周辺の緑地環境、焼野海岸等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 歴史的なまちなみが残されている山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等では、防災面を考慮し、歴史的建築物等の保存・修繕や、敷地内の緑等、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図るとともに、地域に根づく文化的景観と調和したうるおいのある歴史的なまちなみの保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「山陽小野田市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建物の耐震化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートでの事故などに対応するため、緩衝緑地*帯の保全に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる厚狭川、有帆川の洪水ハザードマップ*や山陽小野田市高潮ハザードマップ*など、洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。

参 考 資 料

(山陽小野田都市計画区域)

《 目 次 》

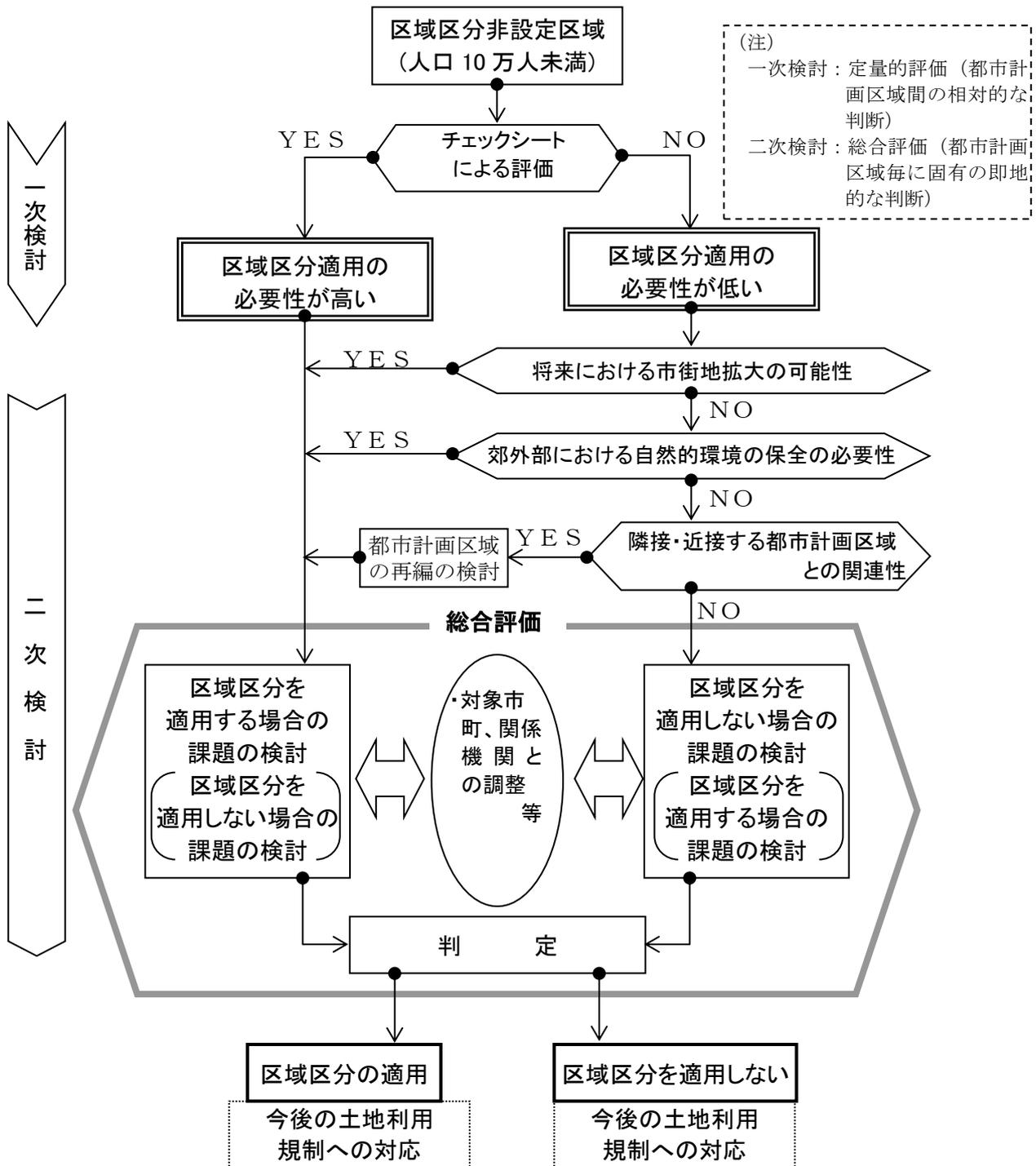
1. 区域区分の二次検討	27
--------------------	----

1. 区域区分の二次検討（山陽小野田都市計画区域）

(1) 検討の手順と一次検討の結果

①人口 10 万人未満の区域区分非設定区域における検討手順

人口 10 万人に達しない非線引き都市計画区域にあっても、人口、土地利用、産業活動等の拡大、開発プロジェクト等の影響で市街地拡大が予想される場合及び郊外部における自然的環境の保全の必要性がある場合においては、区域区分の適用を検討する。また、線引き都市計画区域や人口 10 万人以上の人口増加都市計画区域に隣接または近接する区域については、これら拠点都市との一体的な都市計画区域の再編を前提として、区域区分制度の適用を検討する。



▲区域区分非設定区域(人口10万人未満)における区域区分適用要否の検討手順

② 一次検討結果（広域方針より抜粋）

区域区分適用の必要性が高い。

C. 区域区分適用の有無の検討チェックシート(人口10万人未満)

エリア名 **山陽小野田都市計画区域**

<検討項目>	<評価指標>	<判断基準>	<評価値>		<指標別評価結果>	<項目別評価結果> ※<指標別評価結果>のうち 1つ以上「○」なら適合
			過去 10(5)年前	現在 H27		
1)人口動向	1-1.都市計画区域内人口	10年前値<現在値:「適合」	66,261 人	> 62,671 人	×:不適合	○:適合
	1-2.都市計画区域内世帯数	10年前値<現在値:「適合」	25,336 世帯	< 25,740 世帯	○:適合	
	1-3.DID人口	10年前値<現在値:「適合」	19,429 人	> 17,748 人	×:不適合	
	1-4.市街化区域内(用途内)人口	5年前値<現在値:「適合」	48,667 人	> 47,583 人	×:不適合	
	1-5.市街化調整区域(用途白地)人口	5年前値<現在値:「適合」	15,693 人	> 15,088 人	×:不適合	
2)土地利用動向	2-1.都市計画区域内開発許可面積(5年間)	5年前値<現在値:「適合」	2820.32 m ² /千人	< 2893.25 m ² /千人	○:適合	○:適合
	2-2.都市計画区域内DID面積	10年前値<現在値:「適合」	7.57 km ²	> 6.77 km ²	×:不適合	
3)産業動向	3-1.商業販売額増減率(都市計画区域内)	過去値<現在値:「適合」	14.08 %	> -4.85 %	×:不適合	○:適合
	3-2.工業出荷額増減率(都市計画区域内)	過去値<現在値:「適合」	77.76 %	> -22.13 %	×:不適合	
	3-3.観光入込客増減率(行政区域内)	過去値<現在値:「適合」	-0.16 %	< 8.77 %	○:適合	

【一次検討による評価】
全 て○:必要性は高い
1つ以上×:必要性は低い

○: 区域区分の
必要性は高い

※1-1.都市計画区域内人口、1-2.都市計画区域内世帯数、1-3.DID人口は、国勢調査よりH17とH27の値を掲載している
 ※1-4.市街化区域内(用途内)人口、1-5.市街化調整区域(用途白地)人口は、国勢調査よりH22とH27の値を掲載している
 ※2-1.都市計画区域内開発許可面積は、都市計画基礎調査より5年比較(過去(H19~H23合計)・現在(H24~H28合計))としている
 ※2-2.都市計画区域内DID面積は、国勢調査よりH17とH27の値を掲載している
 ※3-1.商業販売額増減率(都市計画区域集計)は、商業統計調査及び経済センサスより過去(H19/H9増減率)・現在(H28/H19増減率)の値を掲載している
 ※3-2.工業出荷額増減率(都市計画区域集計)は、工業統計調査より過去(H18/H8増減率)・現在(H28/H18増減率)の値を掲載している
 ※3-3.観光入込客増減率(行政区域内)については、山口県の宿泊者及び観光客の動向より3年比較(過去(H27/H25増減率)・現在(H29/H27増減率))としている

(2) 検討の手順と二次検討

①人口 10 万人未満の区域区分非設定区域における区域区分適用の二次検討項目

一次検討による区域区分適用の必要性検討を踏まえ、二次検討として、将来における市街地拡大の可能性、郊外部における自然的環境の保全の必要性、隣接・近接する都市計画区域との関連性及び適用、非適用に際しての課題について整理した上で、総合的な視点から区域区分の適用について判断する。

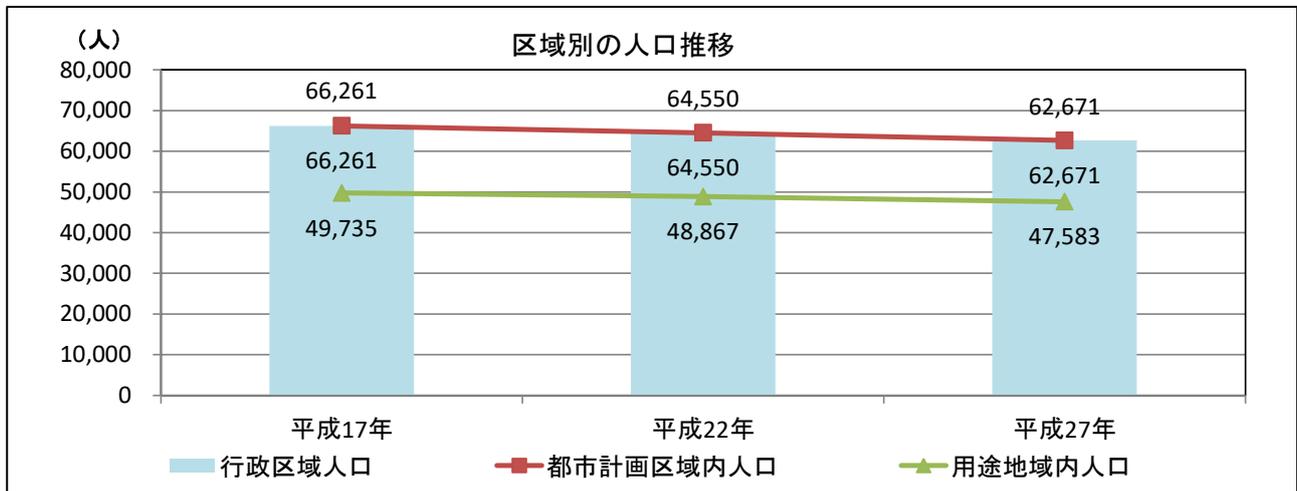
検討項目	検討内容					
■将来における市街地拡大の可能性の検討	人口の推移や産業の動向、大規模プロジェクトの影響等を踏まえ、市街地内における都市的土地利用の需要を見通すとともに、市街地内の土地利用の現況を把握し、増加人口に伴う住宅用地や産業用地が現在の市街地に収容できるか否か、また、市街地周辺におけるスプロールの拡散等についても検討する。その結果、市街地拡大の可能性があると認められる場合には、区域区分制度の適用を検討する。					
■郊外部における自然的環境の保全の必要性の検討	区域区分制度の効果として市街化調整区域における開発の抑止が考えられることから、他の法規制のない区域で自然的環境としての保全の必要性があると認められる場合には、区域区分制度の適用を検討する。 具体的には、次に示す資料等より、現在の法規制で自然的環境の保全が適切に図られるか否かを検討する。 ・都市計画基礎調査（法適用現況図、協定締結区域の位置図、地区計画等の位置図）					
■隣接・近接する都市計画区域との関連性の検討	線引き都市計画区域や人口10万人以上の都市計画区域に隣接または近接する区域については、これら拠点都市との一体的な都市計画区域として再編することを前提として、区域区分制度の適用を検討する。					
■区域区分を適用する場合の課題の検討	区域区分を適用した場合の課題として、一定の人口密度を有する市街化区域の設定や、周辺の都市計画区域における土地利用規制との整合、さらには市街化調整区域における開発規制のあり方等を検討する。					
■区域区分を適用しない場合の課題の検討	区域区分を適用しない場合の課題として、用途白地地域における別の土地利用規制の適用可能性や、周辺の都市計画区域における土地利用規制との整合等を検討する。 別の土地利用規制としては、都市計画法以外の他法令による措置または区域区分以外の都市計画制度による措置があり、いずれかの措置を適用することによって目標とする都市像の実現に向けた規制・誘導が可能か否かを判断する。					
■総合評価による区域区分適用の要否の判定	以上の検討を行った上で、対象都市の将来像との整合や、対象市町・関係機関の意向及び地域特性・実情等についても十分に考慮し、総合的に判断して区域区分の適用が望ましい場合、区域区分の適用を行う。					
■その他の土地利用規制制度の導入検討	区域区分を適用する場合又は適用しない場合における他法令や区域区分以外の都市計画制度等の導入について検討する。 <table border="1" data-bbox="443 1697 1412 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1697 901 1742">他法令による措置の例</th> <th data-bbox="901 1697 1412 1742">区域区分以外の都市計画制度による措置の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1742 901 2018"> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 ・森林法に規定する保安林区域等 ・自然公園法に規定する特別地域等 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域等 ・その他市町条例等による措置 ・景観計画による届出制度 等 </td> <td data-bbox="901 1742 1412 2018"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区の指定（用途地域、特定用途制限地域、風致地区、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等） ・地区計画、集落地区計画の適用 ・用途白地地域における建築形態規制 ・開発規制（用途白地地域における開発許可の最低規模基準の引き下げ） ・立地適正化計画の策定 等 </td> </tr> </tbody> </table>		他法令による措置の例	区域区分以外の都市計画制度による措置の例	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 ・森林法に規定する保安林区域等 ・自然公園法に規定する特別地域等 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域等 ・その他市町条例等による措置 ・景観計画による届出制度 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域地区の指定（用途地域、特定用途制限地域、風致地区、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等） ・地区計画、集落地区計画の適用 ・用途白地地域における建築形態規制 ・開発規制（用途白地地域における開発許可の最低規模基準の引き下げ） ・立地適正化計画の策定 等
他法令による措置の例	区域区分以外の都市計画制度による措置の例					
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 ・森林法に規定する保安林区域等 ・自然公園法に規定する特別地域等 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域等 ・その他市町条例等による措置 ・景観計画による届出制度 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域地区の指定（用途地域、特定用途制限地域、風致地区、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等） ・地区計画、集落地区計画の適用 ・用途白地地域における建築形態規制 ・開発規制（用途白地地域における開発許可の最低規模基準の引き下げ） ・立地適正化計画の策定 等 					

②将来における市街地拡大の可能性

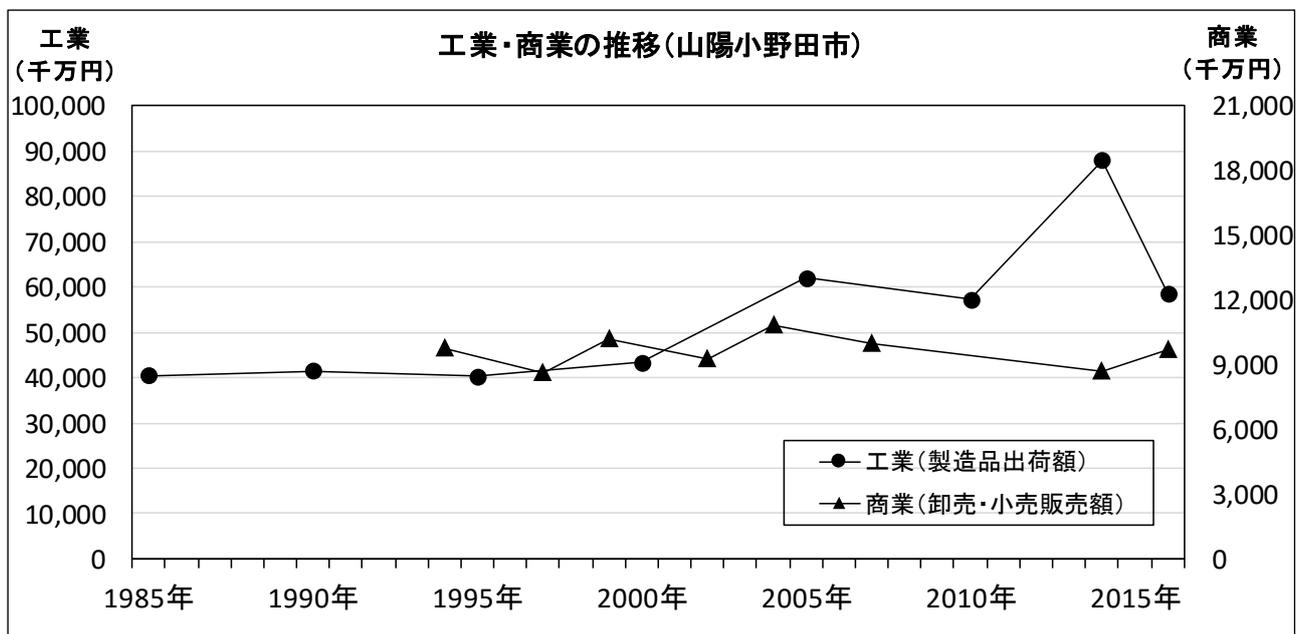
ア 人口推移や産業の動向

総人口・都市計画区域内人口・用途地域内人口のいずれも、長期的にゆるやかな減少が続いている。

産業については、工業については山陽小野田市の2014年の一時的な増加を除けば、2005年以降横ばい傾向である。商業は継続して横ばい傾向である。

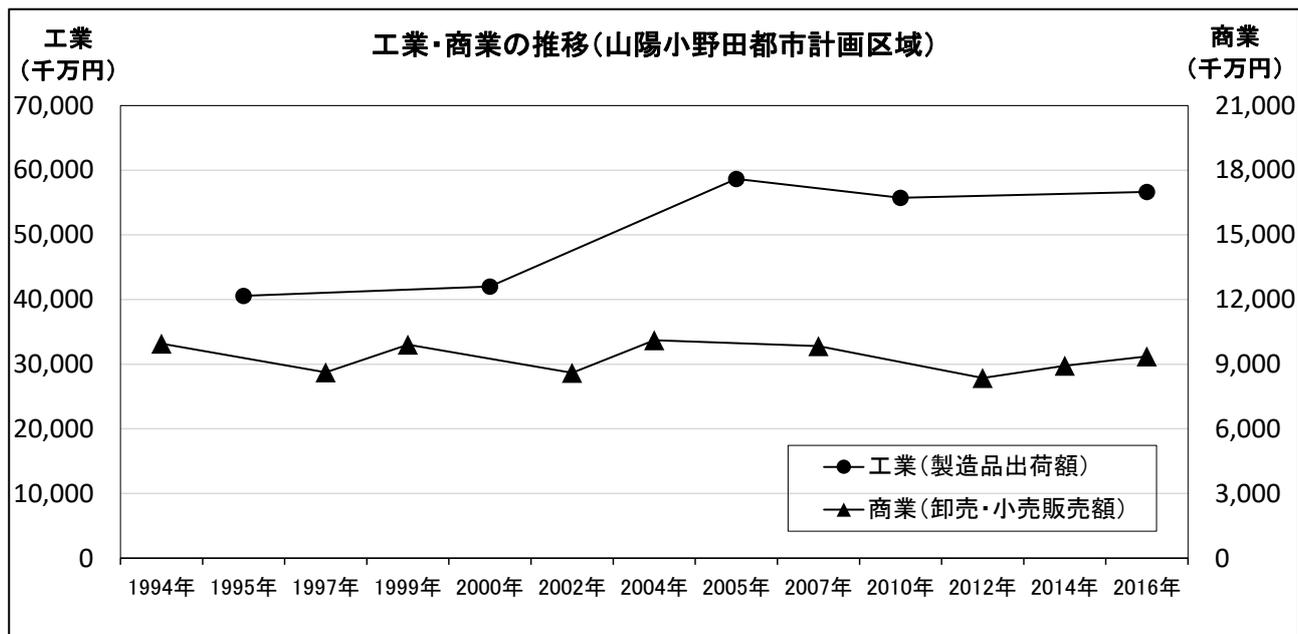


(出典：行政区域人口・都市区域内人口・市街化区域内人口（または用途地域内人口）の値は国勢調査を採用し、平成17年市街化区域内人口（または用途地域内人口）にのみ、都市計画基礎調査を採用)



(出典：工業（工業統計調査）、商業（商業統計調査。H28(2016)のみ平成28年経済センサス-活動調査)

【参考：都市計画区域の工業・商業の推移】



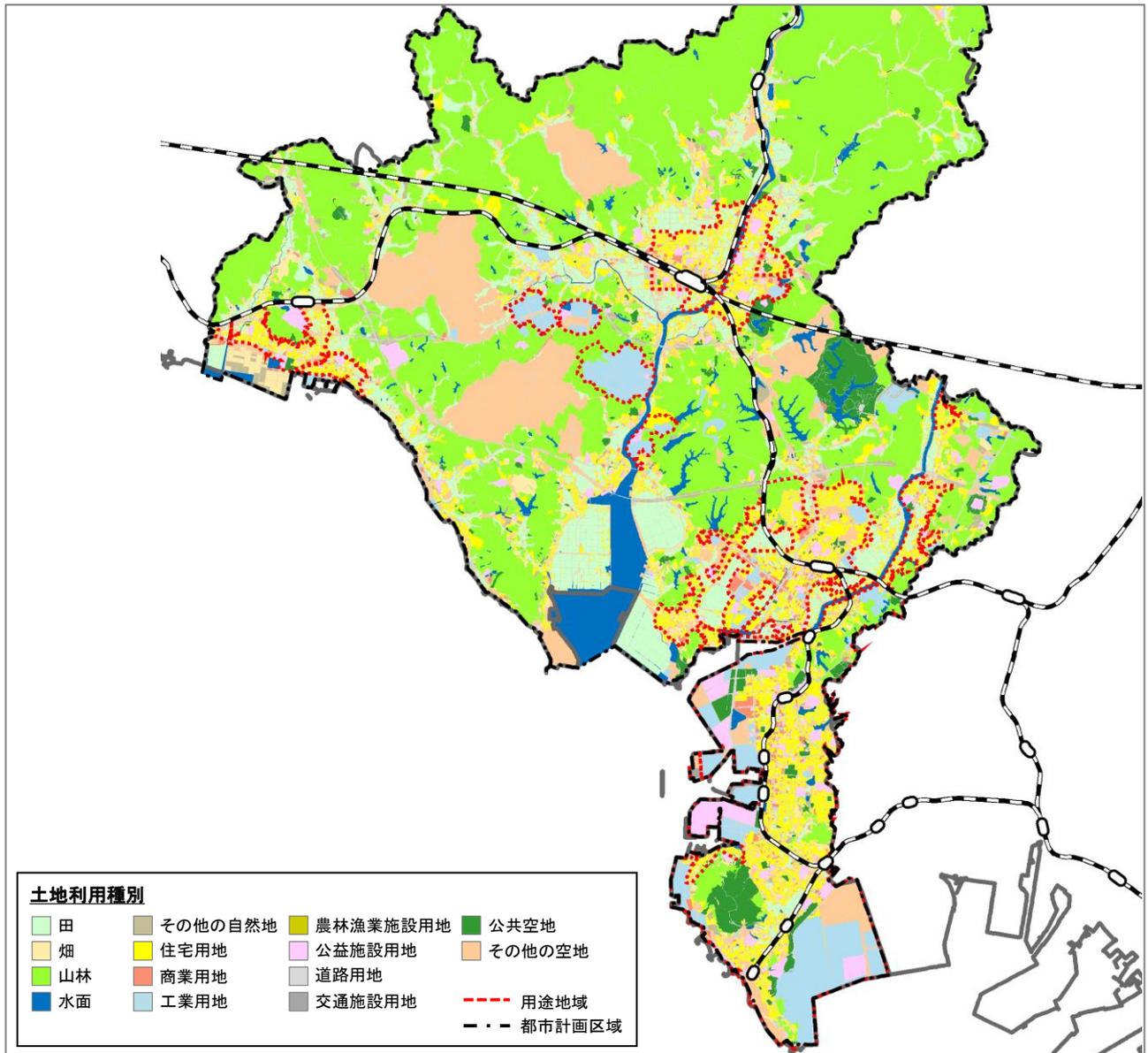
※都市計画区域の数値は旧市町の値を積み上げて算出した

※合併後の旧市町の値は、合併前の旧行政区域の市全体に占める割合の推計値から算出した

(出典：工業 (工業統計調査)、商業 (商業統計調査。H28(2016)のみ平成 28 年経済センサス-活動調査)

イ 市街地内の土地利用の現況

用途地域内に低未利用地が一定程度残されている。また、新たな人口増加に伴う大規模プロジェクトもない。



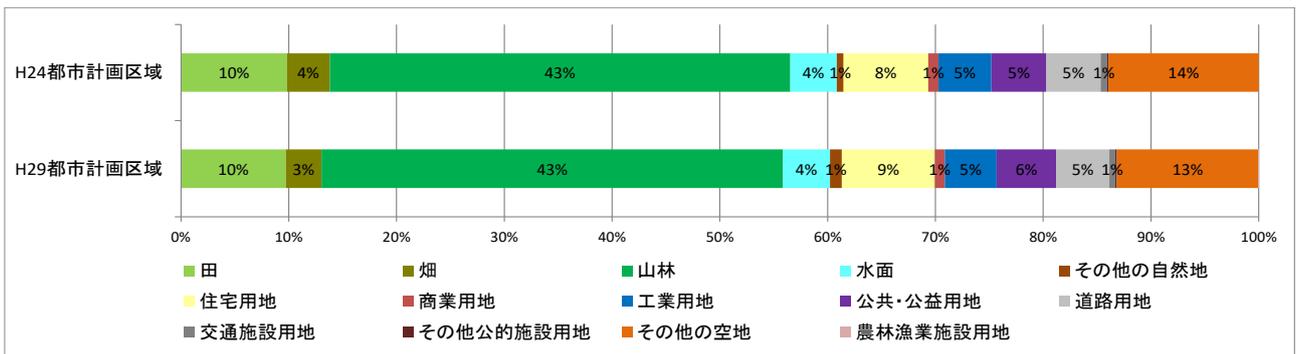
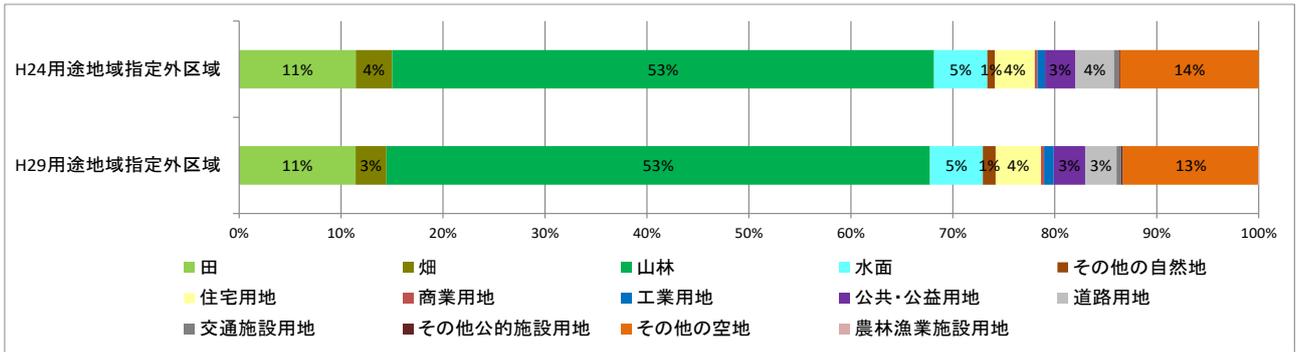
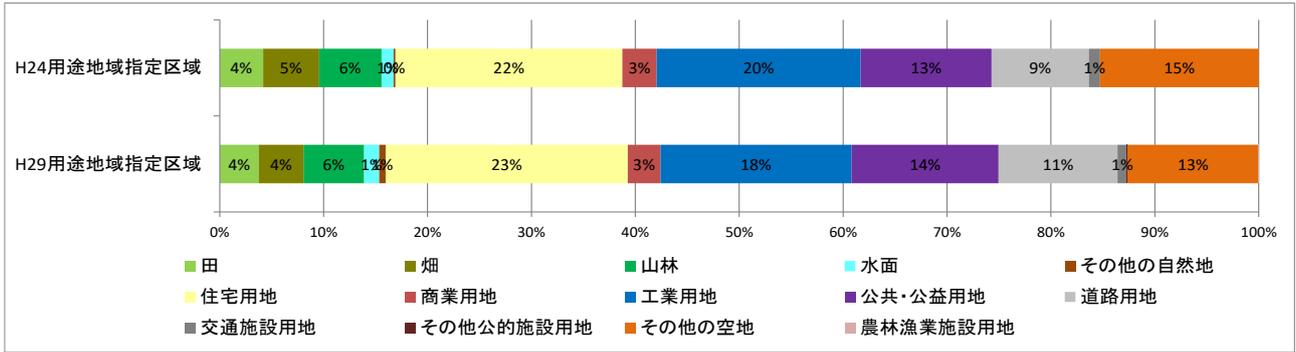
山陽小野田都市計画区域 未利用地状況

市街地区区分	自然的土地利用					都市的土地利用										合計 (ha)	低未利用地面積 (ha)	低未利用率
	農地		山林 (ha)	水面 (ha)	その他の自然 地 (ha)	宅地			公共・ 公益 用地 (ha)	道 路 用 地 (ha)	交 通 施 設 用 地 (ha)	その 他 的 施 設 用 地 (ha)	そ の 他 の 空 地 (ha)	農 林 漁 業 施 設 用 地 (ha)				
	田 (ha)	畑 (ha)				住 宅 用 地 (ha)	商 業 用 地 (ha)	工 業 用 地 (ha)										
用途地域指定区域	110.2	127.0	171.6	42.5	18.1	685.6	92.9	540.4	416.4	336.5	27.4	0.9	371.6	0.1	2,941.0	608.8	20.7%	
用途地域指定外区域	1,185.3	313.1	5,526.5	538.6	128.5	462.3	30.2	99.6	319.4	318.7	48.6	16.7	1,380.2	0.4	10,368.0	2,878.6	27.8%	
合計	1,295.5	440.1	5,698.1	581.1	146.6	1,147.8	123.0	640.0	735.8	655.2	76.0	17.6	1,751.8	0.5	13,309.0	3,487.3	26.2%	

※公共空地は公共・公益用地として計上

(出典：平成 29 年 都市計画基礎調査)

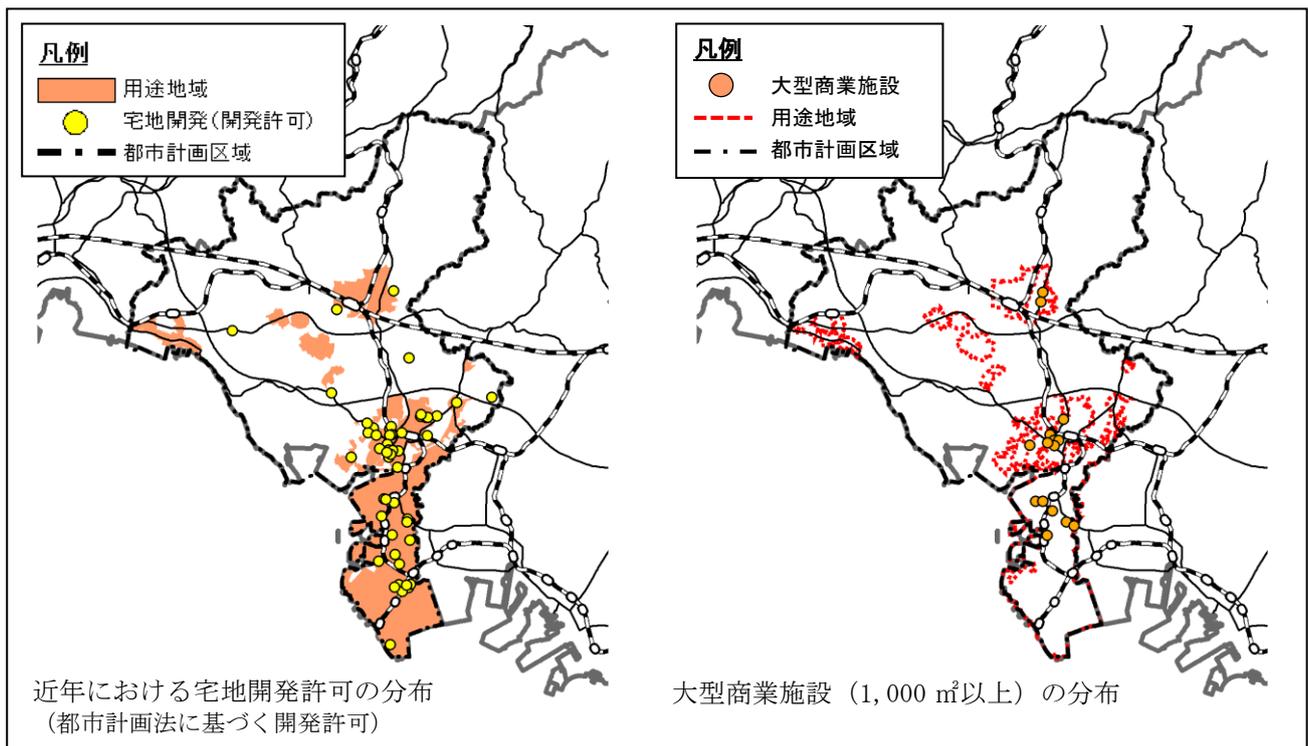
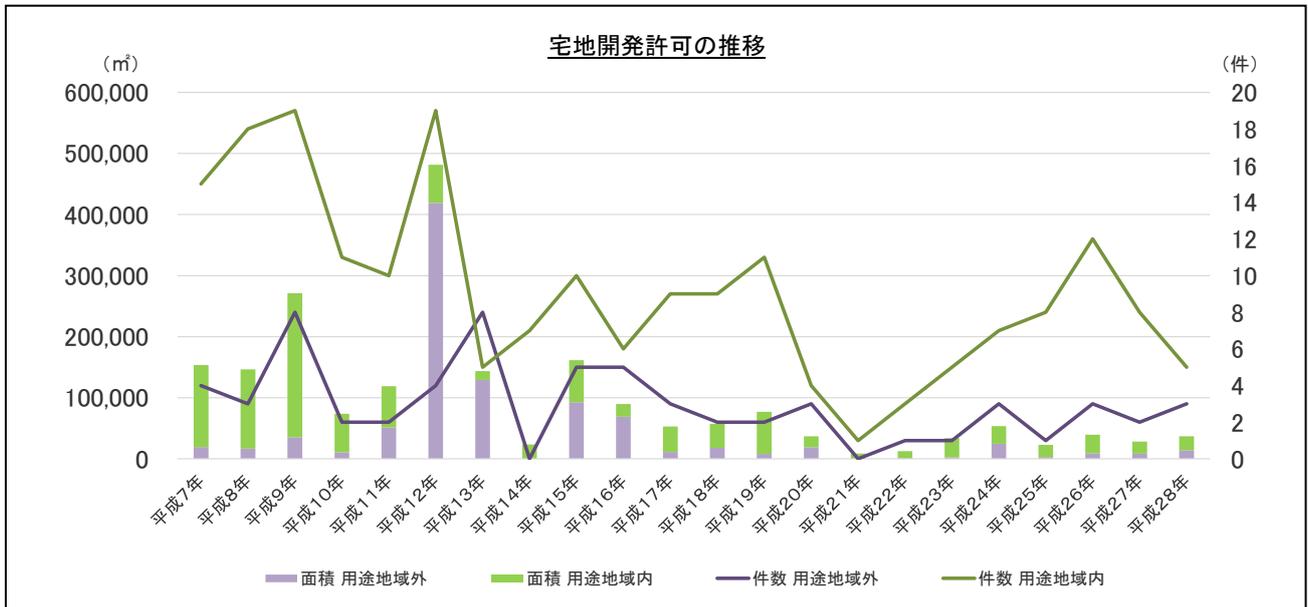
【参考：土地利用の変化】



ウ 市街地周辺におけるスプロールの拡散

近年において、宅地開発許可は減少しており、その分布もおおむね用途地域内であるが、一部、用途地域縁辺部や主要道路沿道の用途白地地域にも分布が見られる。

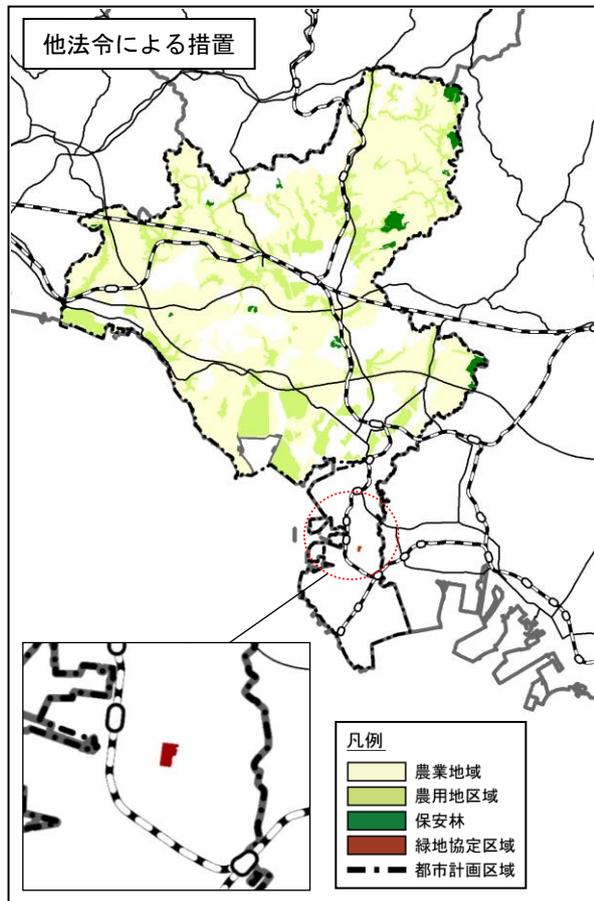
大型商業施設は、全て用途地域内に立地している。



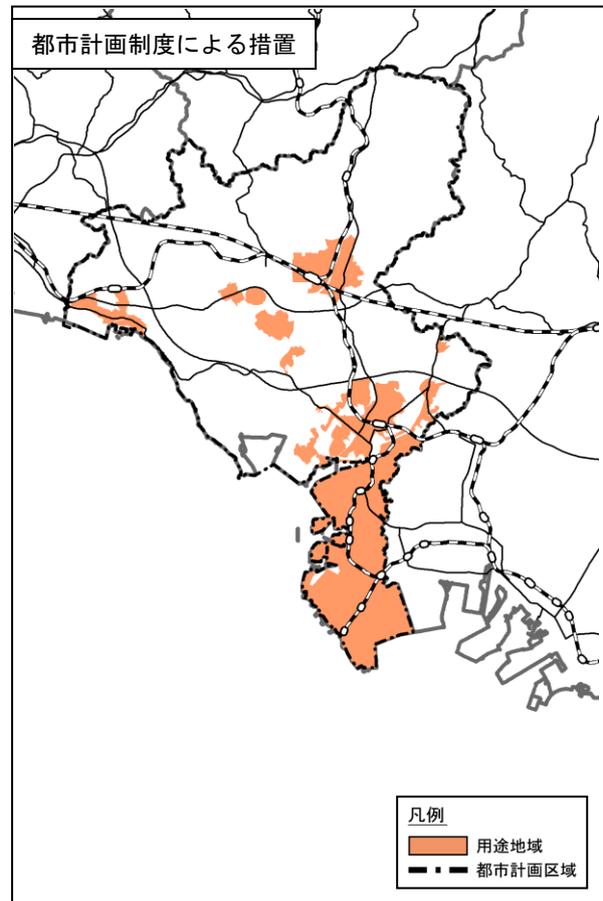
(出典：平成 29 年 都市計画基礎調査、平成 28 年 全国大型小売店総覧)

③郊外部における自然的環境の保全の必要性

用途白地地域のうち、田園環境の保全については、農振農用地により保全が可能と考えられるが、一部に農振白地地域が存在するため、土地利用のコントロールを図る必要がある。また、風致地区や緑地環境保全地域が指定されている丘陵地等については、自然的環境の保全が図られている。



(出典：国土数値情報)



(出典：国土数値情報)

④隣接・近接する都市計画区域との関連性

隣接する宇部都市計画区域は非線引き都市計画区域であり、人口は10万人を越えているが減少傾向にある。本区域と宇部都市計画区域は生活圏や交通網の結びつきが強く、市街地も連担していることから都市の一体性について検討する必要がある。

(3) 総合評価

①区域区分を適用する場合の課題

	人口密度（可住地）60人以上の区域を市街化区域とした場合	現行の用途地域を市街化区域とした場合
ア 一定の人口密度を有する市街化区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年の人口密度 60 人/ha 以上地区の合計（設定市街化区域の人口）は、13,618 人で、都市計画区域人口 62,671 人の約 21.7%となる。 平成 27 年の人口密度 60 人/ha 以上地区の概ねのまとめ（設定市街化区域の面積）は約 236ha で、用途地域の 1 割にも満たない。 区域区分を適用した場合、現行の用途地域内の人口のうち約 3.4 万人は市街化調整区域に居住することとなること、また山陽小野田都市計画区域内の約 4.9 万人が市街化調整区域に居住することになり、既存の居住環境を担保する何らかの緩和策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年での用途地域の人口密度（可住地）*は、平均約 32.3 人/ha（可住地面積：1,474.6ha）であり、中心市街地以外では低密度の地区が広がっている。 居住人口 47,583 人は全都計区域人口 62,671 人の約 75.9%となる。 用途地域内可住地に、人口密度 60 人/ha で人口が張り付くと仮定した場合の収容人口は約 88,476 人である。平成 27 年用途地域人口の約 1.9 倍となり、低密度の市街地が形成されることとなる。
イ 周辺都市計画区域の土地利用規制との整合	<ul style="list-style-type: none"> 市街地が連担するなど一体の都市である宇部都市計画区域は、現行では非線引き都市計画区域であり、区域区分を行う上で整合性が問題となる。 美祢都市計画区域とは地形的な隔りがあり、整合性は問題ない。 	
ウ 市街化調整区域における土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 現行の用途白地地域だけでなく市街化調整区域となる用途地域では、自然的環境等が守られる一方で、現在は認められている開発も市街化調整区域として制限される。また、宇部都市計画区域への開発の移行に対する対応が必要となる。 このような市街化調整区域となる地区、特に用途地域からの変更となる地区でのコンセンサスを得ることが困難であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の用途白地地域は、自然的環境等が守られる一方で、現在は認められている開発も市街化調整区域として制限される。また、宇部都市計画区域への開発の移行に対する対応が必要となる。 このような市街化調整区域となる用途白地地域でのコンセンサスを得ることが困難であると考えられる。

※ 用途地域内外の可住地面積は、平成 29 年都市計画基礎調査より

※ 用途地域内外の人口密度（可住地）は、平成 29 年都市計画基礎調査から可住地按分により算出

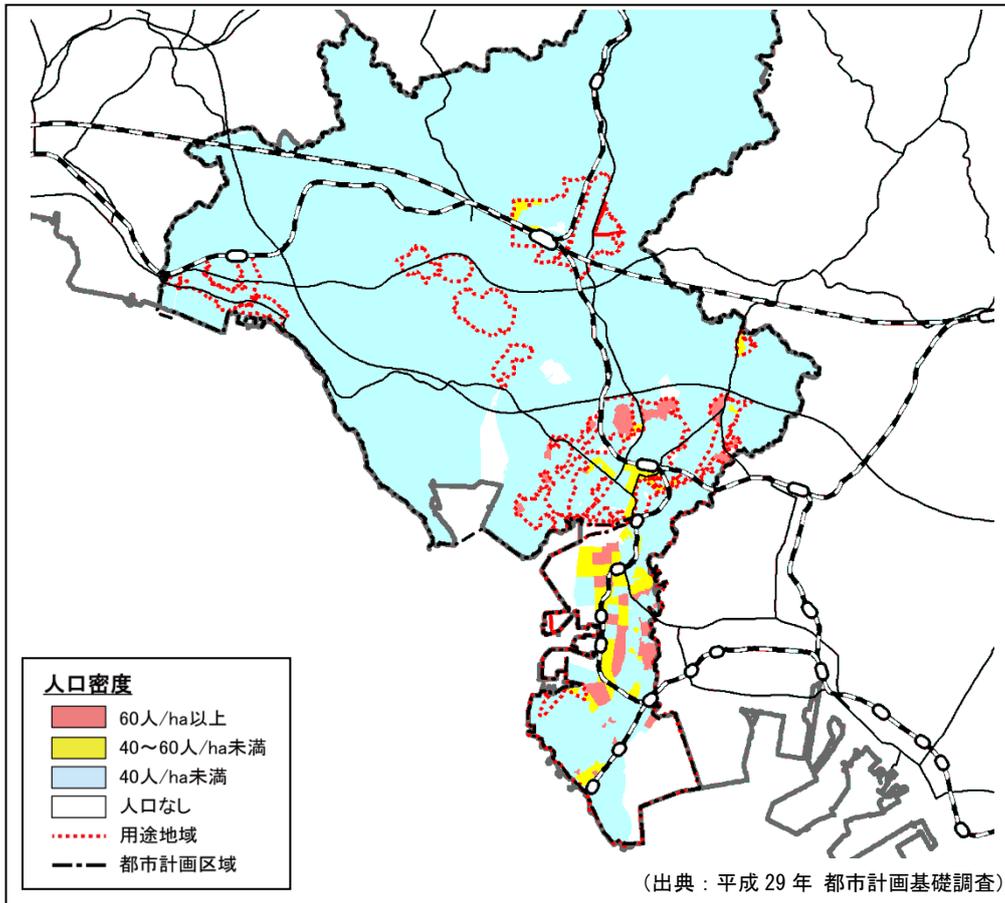
	行政区画	都計区域	用途地域	60人/ha以上の地区		40人/ha以上の地区	
				人口	面積	人口	面積
平成17年	66,261人	66,261人	49,735人	9,352人	201ha	18,439人	471ha
平成22年	64,550人	64,550人	48,867人	7,656人	155ha	14,340人	343ha
平成27年	62,671人	62,671人	47,583人	13,618人	236ha	23,838人	529ha

※行政区画人口・都計区域人口・用途地域人口の値は国勢調査を採用し、平成17年市街化区域人口にのみ、H29都市計画基礎調査を採用

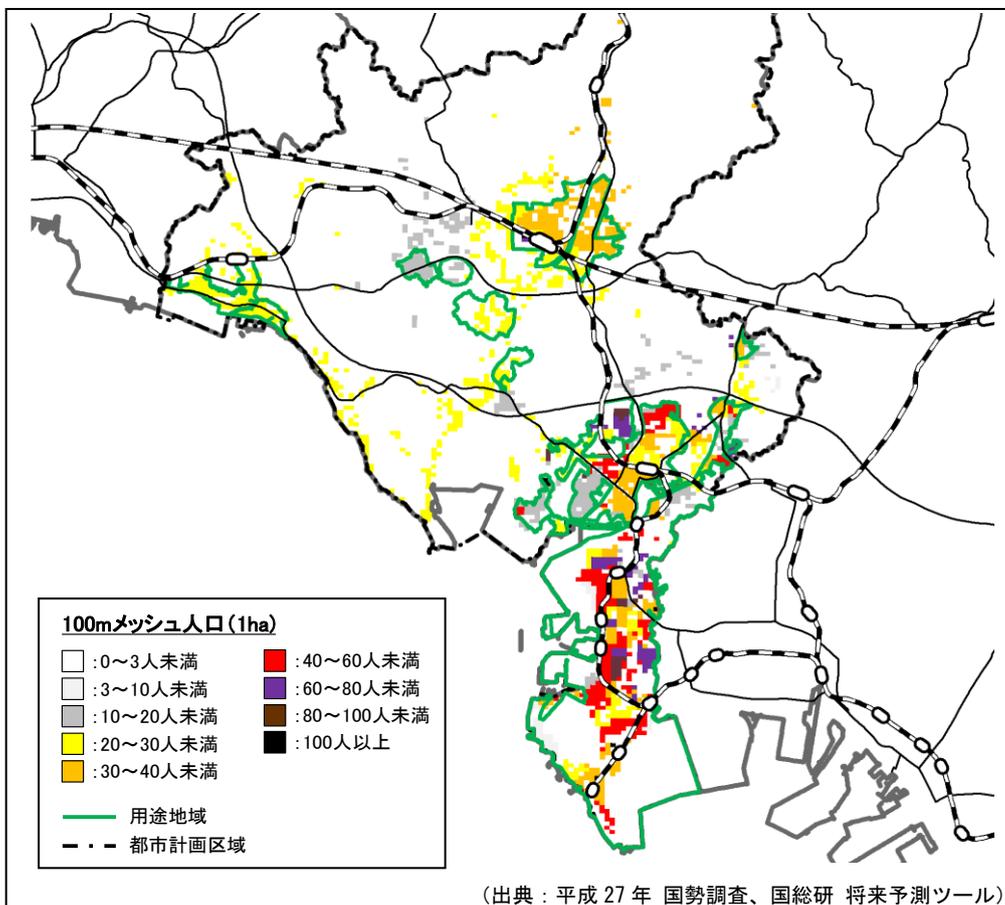
※60人/ha以上の地区・40人/ha以上の地区の人口と面積は、H29都市計画基礎調査より算出

②区域区分を適用しない場合の課題

ア 用途地域内の低未利用地の増進	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域においては、低密度な地区が多く残っており、用途地域内の土地利用の増進を図る必要がある。
イ 用途白地地域における土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> 本都市計画区域の用途白地地域で現在の良好な環境を今後とも保全していくためには、市街地外縁緑地帯としての田園及び自然的緑地環境の保全について検討する必要がある。 田園環境の保全については、農振農用地によりほぼ担保が図られており、今後とも継続していく必要がある。また、農振白地地域については、他の土地利用制度の導入等により活力を持続しながら開発をコントロールしていく必要がある。 丘陵部の自然的緑地環境の保全については、風致地区、特別緑地保全地区の適用等により地形的に緩やかな丘陵地の緑の保全を検討する必要がある。 開発の誘導については、建築形態規制に加え特定用途制限地域との組み合わせを図る他、開発許可基準や地区計画制度の適切な運用等により行っていく。
ウ 周辺都市計画区域の土地利用規制との整合	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する宇部都市計画区域は、現行では本区域と同様に用途地域が指定された非線引き都市計画区域であり、広域的に上記の用途白地地域における対策が導入されるなら、整合性は図られる。 ただし、既に市街地が連担している宇部都市計画区域において区域区分制度が導入された場合は、不整合が生じる。



小地域による人口分布（可住地人口密度）



100mメッシュによる人口分布

③判定

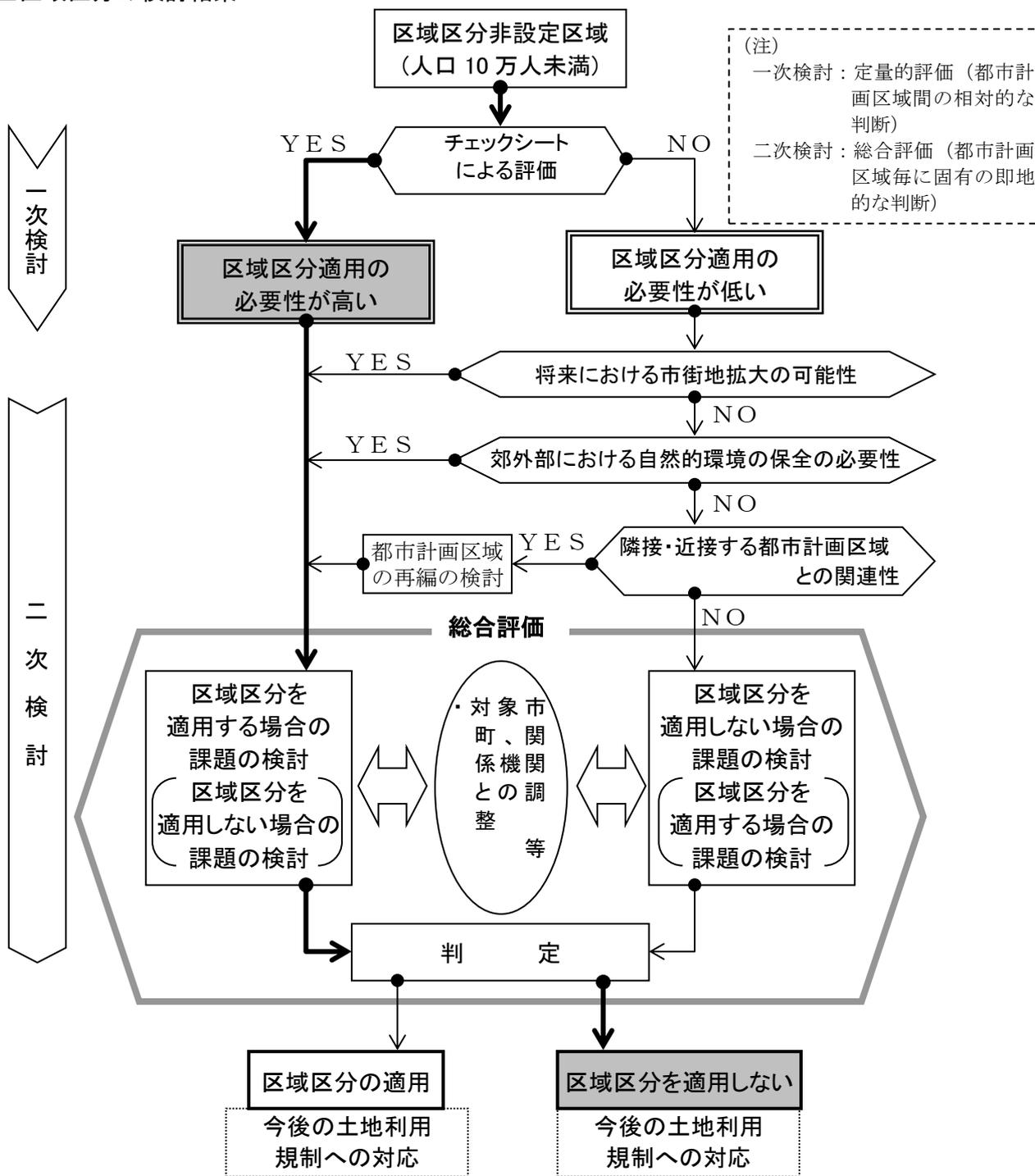
本都市計画区域は、一定の開発圧力があるものの、特定用途制限地域の適用を行っているほか人口が減少傾向にあることなどから、急激な市街地拡大の可能性は低いと判断される。しかしながら、隣接し、市街地が連担している宇部都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バランスに配慮した土地利用規制を行う。

したがって、区域区分を定めないものの、建築形態規制に加え、特定用途制限地域等による土地利用制度を行うことにより、用途白地地域の土地利用のコントロールを図るものとする。

④今後の土地利用規制への対応

ア 用途地域内の低未利用地の増進	<ul style="list-style-type: none">・ 都市基盤整備や地区計画などにより、用途地域内低未利用地の利用増進を図る。
イ 用途白地地域におけるその他の土地利用制度の適用の可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 用途白地地域については、建築形態規制に加え、特定用途制限地域等により田園環境との調和に配慮した土地利用の規制・誘導を行う。・ 用途地域隣接部等の開発圧力がある地域については、特定用途制限地域の制限内容の強化を検討する。・ 丘陵部の自然的緑地の保全については、風致地区、特別緑地保全地区等の適用を検討する。・ 既存集落や幹線道路沿道等においては、地区計画、特定用途制限地域の適用等による土地利用の規制・誘導を図る。
ウ 周辺都市計画区域の土地利用規制との整合	<ul style="list-style-type: none">・ 隣接する宇部都市計画区域（非線引き都市計画区域）との整合を図るため上記の用途白地地域における土地利用の規制・誘導を行う。

■区域区分の検討結果



○用語解説 (1)

	用語	説明
あ	アクセス (access)	接近、近づきやすさなどの意味で、ある場所へ行く経路、目的地までの交通手段、また、交通の利便性のこと。例えば、ある目的地への到達のし易さを示すのに、アクセスが良いなどと言う。情報などの利用のし易さを言うこともある。
	空家等対策計画	市町村の空家等対策に関して全体像を示すものであり、またその基本的な考え方を示すもの。計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、市町村がその区域で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため基本指針に即して、計画を定めることができる。
	ウォーターフロント (waterfront)	海岸、河岸などの水辺空間、水に面する地域のこと。港湾関連施設や用地を活用した地域活性化の核とする場合が多い。
	NPO (Non-Profit Organization)	医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的な意志による活動団体のこと。
	エリアマネジメント (area management)	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。 快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域の取り組みも含まれる。
	オープンスペース (open space)	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。
か	海岸保全施設	海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入または海水による侵食から海岸を防護するための施設。堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤、等がある。
	開発圧力	急激な人口増加、あるいは無秩序に開発行為が行われることにより、市街地が拡大（市街化）する圧力のこと。
	開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならない（都市計画法第29条）。開発許可は開発行為を規制・誘導することによって、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。 開発行為は、道路・公園等が一定の技術的基準（都市計画法第33条）に適合していれば許可されることとなるが、市街化調整区域では、一定の技術的基準に加え、日用品店舗、農産物加工工場等や開発審査会の議を経たものなど特定のもののみが許可される（同第34条）。
	海洋性レクリエーション基地	マリナーや海水浴場など、海を利用したレクリエーション活動のための施設を集積した港。
	風のみち	ヒートアイランド現象の緩和のため、河川や道路などのオープンスペースを利用した風の通り道。
	緩衝緑地	コンビナートなど公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯。
	基準年次	都市計画の目標を定める上で基準となる年次。直近の国勢調査の実施年次とすることが多く、今回は平成27年（2015年）を基準年次と設定。
	既成市街地	産業または人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地として開発が既に行われている地域。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れによる被害を防止したり、軽減したりするため、がけ崩れを引き起こしたり助長するような行為を制限する必要がある土地や、がけ崩れ防止工事を行う必要がある土地に指定されるもので、指定されると必要な施設を設置しなければならない。急傾斜地とは、傾きが30度ある土地のこと。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊危険区域に設置されたコンクリート擁壁や落石防止柵などの施設。

○用語解説 (2)

	用語	説明
	業務継続計画 (BCP=Business Continuity Plan)	災害やテロ、大事故が生じて重要な業務を中断させない、または早期復旧させるための備えや手順を示した計画。
	区域区分	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときに市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること。(都市計画法第7条第12項)いわゆる「線引き」と呼ばれ、区域区分を定めていない都市計画区域は「非線引き」と呼ばれる。
	景観計画	平成16年(2004年)6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、条例を定めることによりその他の景観形成に必要な事項等を定めることができる。
	建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定のこと。
	建築形態規制	建築物の容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線、日影による高さの各制限のこと。
	広域公園	都市公園の種類の一つ。主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に対応する面積50ha以上の大規模な公園。
	広域交通	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように広域的な移動をするもの。
	広域緑地計画	都道府県が策定主体となり、都道府県の都市計画区域全体を対象として、広域的観点から配置されるべき緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画等を明らかにした計画のことで、市町村が策定する「緑の基本計画」の円滑な策定を推進するため、広域的観点からの緑地の配置の指針を示したもの。
	公共交通不便地域	路線バス等が運行していない、既存バス停や鉄道駅から離れているような地域。公共交通サービスを受けることが困難な地域。
	高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。
	高速交通体系	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように高速で移動する交通網施設のまとまり。
	交通基盤	都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。
	交通結節点	駅やバスターミナルなど、異なる交通手段を相互に乗り換え、乗り継ぎするための施設。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上の者の割合のこと。
	コミュニティ (community)	人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団。地域社会。
	コミュニティビジネス (community business)	地域の中のさまざまな課題、問題を解決するために、自分たちのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動のこと。
	コミュニティ交通	交通の不便な地域での移動手段を確保することを主な目的として、地域住民が主体となって導入するバスやタクシー等のこと。
	コンテナターミナル (container terminal)	コンテナの海上輸送と陸上輸送の結節点となる港湾施設の総称。コンテナ埠頭とも言う。

○用語解説 (3)

	用語	説明
さ	サイクルアンドライド ／パークアンドライド (cycle and ride/ park and ride)	最寄り駅まで自転車で向かい、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて（ライド）、目的地へ向かう方法。通勤時における都市部等の自動車交通混雑の緩和や大気汚染防止等の効果が見込まれる。同様に、最寄り駅まで自動車で行き、駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かうものをパークアンドライドという。
	シェア (share)	そのものの占める割合、占有率。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）を言う（都市計画法第7条第2項）。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ（同法第13条）、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない（同法第33条）。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条第3項）。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される（同法第34条）。
	市街地開発事業	一定の区域を対象に、総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業。
	市街地再開発事業	昭和44年（1969年）に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業（都市再開発法第2条第1号）。 低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害の危険性もある地区について、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設を整備するものである。 施行地区内の権利者の権利の変換方法の違いによって第一種市街地再開発事業（権利変換方式）と第二種市街地再開発事業（用地買収方式）とに区分されている。市街地再開発事業の仕組みを活用して、個々の地区の特性にふさわしい事業を行うものとして、歴史的建築物等活用型再開発事業がある。なお、市街地再開発事業、住宅地区改良事業等法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」、優良建築物等整備事業、特定民間再開発事業等法律に基づかない再開発を「任意再開発」と言う。
	地すべり防止区域	地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地に指定されるもので、指定されると必要な施設を設置しなければならない。地すべりとは、斜面の土地の一部もしくは全部が、地下水の影響と重力によってすべる現象、またはこれに伴って移動する現象のこと。
	自然公園	自然公園とは、すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
	集約型の都市	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造からなる、自然・生活環境重視の都市のこと。
	集落地区計画	都市近郊の農村集落について、集落地域の土地の区域内で、営農と居住環境が調和した土地利用を図るための計画。都市計画法第12条の4に規定する地区計画等の一つ。
	住区基幹公園	都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する。
	循環型社会	生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷を出来る限り少なくした循環による経済社会システムが確立されている社会。

○用語解説（4）

	用 語	説 明
	準都市計画区域	市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の条件を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。準都市計画区域を指定すれば、土地利用の整序を図るために必要な都市計画区域として、用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域、高度地域、美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区を決定することができることとなるほか、都市計画区域と同様、開発制限制度や建築基準法の集団規定が適用となる。
	浸水想定区域	河川の氾濫等が生じた時に浸水が想定される区域。
	水文情報	降水量や河川の水位など、降雨に関する気象情報。
	生残率	基準年次における人口が5年後に生残する確率のこと（例えば、0～4歳の人口が5年後に5～9歳になる確率）。
	セミナー (seminar)	あるテーマを設定して、そのテーマに興味がある人を集めて実施する研修。
	線引き／非線引き	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。これを「区域区分」と言い、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条第12項）「非線引き」とは都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合を言う。
	総合計画	総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
	ソフト面	人材、技術、情報、意識付け、マニュアルの浸透など無形のものに関すること。 (⇔ハード面)
	た ターミナル機能	そこから放射線状に広がっていくこと。駅のターミナル機能とは、複数の鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぎ機能を指す。
	第1次商圈／第2次商圈	山口県買物動向調査において、居住市町以外への買物先を商圈と言い、一次商圈とは買い物先となる拠点地区（市町）へ30%以上流出している範囲のことを言う。二次商圈とは拠点地区へ10%以上30%未満流出している地区（市町）の範囲のことを言う。
	多自然型居住地域、多自然型居住環境	地方中小都市と中山間地域などを含む農山漁村などの豊かな自然環境に囲まれた地域で、新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして国土審議会「計画部会調査検討報告」で提示されたもので、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を合わせて享受できる誇りの持てる自立的な圏域を目指している。
	地域拠点	都市拠点を補完し、地域の中心的な役割を担う都市的機能が集積する拠点。
	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路またはこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて、60～80km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路を言う。
	地域防災計画	地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県及び市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

○用語解説 (5)

	用 語	説 明
	地区計画	<p>一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画のこと。</p> <p>地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる（都市計画法第12条の4第1項第1号）。</p>
	中核市	<p>地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市で、人口30万人以上が要件。政令指定都市以外で規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができる。</p>
	中核都市	<p>高次都市機能や都市型産業が集積し、人口の県内定住や交流の促進、地域経済の活性化、地方分権の推進等の核となり、県全体あるいは広域活力創造圏の発展をけん引する都市のこと。</p>
	中心市街地	<p>都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域を指す。</p>
	中心市街地活性化事業	<p>公共施設、住宅などを街なかを集めた活気あふれるまちづくりを重点的に支援する法律「中心市街地活性化法」に基づき行われる事業。</p>
	津波災害警戒区域	<p>津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された土地の区域。（津波防災地域づくりに関する法律）</p> <p>指定は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、都道府県知事が行う。</p>
	低未利用土地権利設定等促進計画	<p>低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とするための計画。低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のため必要となる地上権、貸借権、使用貸借の設定・移転、所有権の移転について設定等を行うことができる。</p>
	D I D (Densely Inhabited District) (人口集中地区)	<p>市区町村の区域内で人口密度の高い(4,000人/km²以上)基本単位区が互いに隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても含まれる。都市的地域と農村的地域の区分けを示す指標として使用される。</p>
	伝統的建造物群保存地区	<p>文化財保護法の規程により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものや、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、都市計画決定若しくは条例で定めた地区のこと。</p>
	特定用途制限地域	<p>用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めることとされている。（都市計画法第9条第14項）</p>
	特別緑地保全地区	<p>都市計画法に基づく地域地区の一つ。緑地保全地区の指定要件、行為制限などは都市緑地保全法に定められており、樹林地、草地、水辺地などが良好な自然環境を形成しており、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なものが指定される。指定された区域では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて県知事の許可を要する。</p>
	都市機能	<p>都市が持つ都市としての機能。例として電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場等がある。</p>
	都市基盤施設、都市施設、都市基盤	<p>都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、基幹緑地・公園などが該当する。</p>

○用語解説 (6)

	用語	説明
	都市拠点	都市の中心的な役割を担い、高次の都市機能が多様に集積する拠点。
	都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査のことで、都市計画法では、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県知事が指定した都市計画制度上の都市の範囲。
	都市計画現況調査	都市計画に関する様々の現況を把握することを目的に、都市計画の決定状況等を調査するもの。平成20年（2008年）度調査から国土交通省のホームページで公表されている。
	都市基幹公園	都市公園のうち、都市住民全般を対象に配置される比較的大規模な公園で、総合公園と運動公園が該当する。
	都市のスポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。都市のスポンジ化の進展は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域のコミュニティーの存続危機、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがあると懸念されている。
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。
	土地区画整理事業	土地区画整理法による市街地の開発手法。地権者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、道路を広げたり公園を作ったりする。戦後復興や災害復興、ニュータウンの開発などに用いられてきた。
な	ネットワーク (network)	効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系。人や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながりのこと。
	農業農村整備事業	農地や農業用水施設、農道、農村環境整備など、営農環境を整備する事業の総称。
	農地・農住共生地	市街地外において、農地・水路等の田園環境や伝統的民家等からなる集落地などが一体的にまとまって存在する地域。漁村などの集落が海岸線沿いに分布する場合も含む。
は	ハザードマップ (hazard map)	被害予測地図。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
	風致公園	都市公園の一種で、樹林地、水辺地などの風致を維持、保全することを目的に整備される公園のこと。
	風致地区	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と考えられる地区のこと。
	保安林指定地区	風水害の防止・水資源の保護・砂防・風致保存などの公益上、保存の必要があるため指定された森林の区域。森林法に基づき、農林水産大臣が指定を行なう。
	ほ場整備	既成の農地の利用を増進するため、土地区画整理などにより、農地や用排水路を整備し、土地の特性を農業生産に適するように改良すること。
	ポテンシャル (potential)	可能性としてもっている能力、潜在的な力。
	プロムナード (promenade)	フランス語で「散歩」あるいは「散歩の場所」を意味する。
ま	密集市街地	幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていない場合や全く接道していない敷地や小規模な敷地が多く、また、耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴をもつ市街地。

○用語解説 (7)

	用語	説明
	緑の基本計画	平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。
	目標フレーム	区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合の市街化区域の面積の算定を行うにあたっては、土地利用計画の目標年次(おおむね10年後)までの人口増加予測、市街地の人口密度の変化予測または計画的な市街地の再編整備による人口の市街地内での移動、産業の見通しなどを根拠としている。このような方法を人口フレーム方式と言い、目標となる将来人口フレームを人口フレームまたは目標フレームと言う。
や	山口県汚水処理施設整備構想	市街地のみならず、農山漁村を含めた全ての地域において、地域の特性を踏まえた各種汚水処理施設の整備促進と、年々増加する既存施設の継続的かつ効率的な運営管理の二つの観点から、県と市町が適切な役割分担の下、計画的に取り組んでいくために策定する構想。(平成29年(2017年)3月改定)
	山口県景観アドバイザー	県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を山口県景観アドバイザーとして登録し派遣する制度。
	山口県景観形成基本方針	山口県景観条例(平成18年山口県条例第5号)の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた方針。
	山口県景観サポーター	景観に興味を持ち、美しいまちづくりを实践する個人または団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的として設置された。
	山口県循環型社会形成推進基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「山口県循環型社会型形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画。
	山口県耐震改修促進計画	地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年(1981年)5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、建築物の耐震化を促進することを目的とした計画。(山口県では平成19年(2007年)3月に策定している。)
	やまぐちの川ビジョン	山口県の河川行政の指針として、21世紀における川の将来像を示したもの。
	やまぐち未来開拓ロードプラン	山口県の新しい道づくりの指針。元気な産業や活気ある地域の中ではつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく構想。
	ユニバーサルデザイン (universal design)	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した設備・製品・情報などのデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。
	用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるもので、第一種低層住居地域など13種類ある。
	用途白地地域	非線引き都市計画区域における用途地域が定められていない土地の区域。
ら	ライフサイクルコスト (life cycle cost)	施設の計画・設計から建設、維持管理、解体・撤去に至るまでに必要な総コスト。
	ライフスタイル (lifestyle)	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかわり方まで含む、広い意味での生き方。
	ラムサール条約	1971年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。
	ランドマーク (landmark)	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。

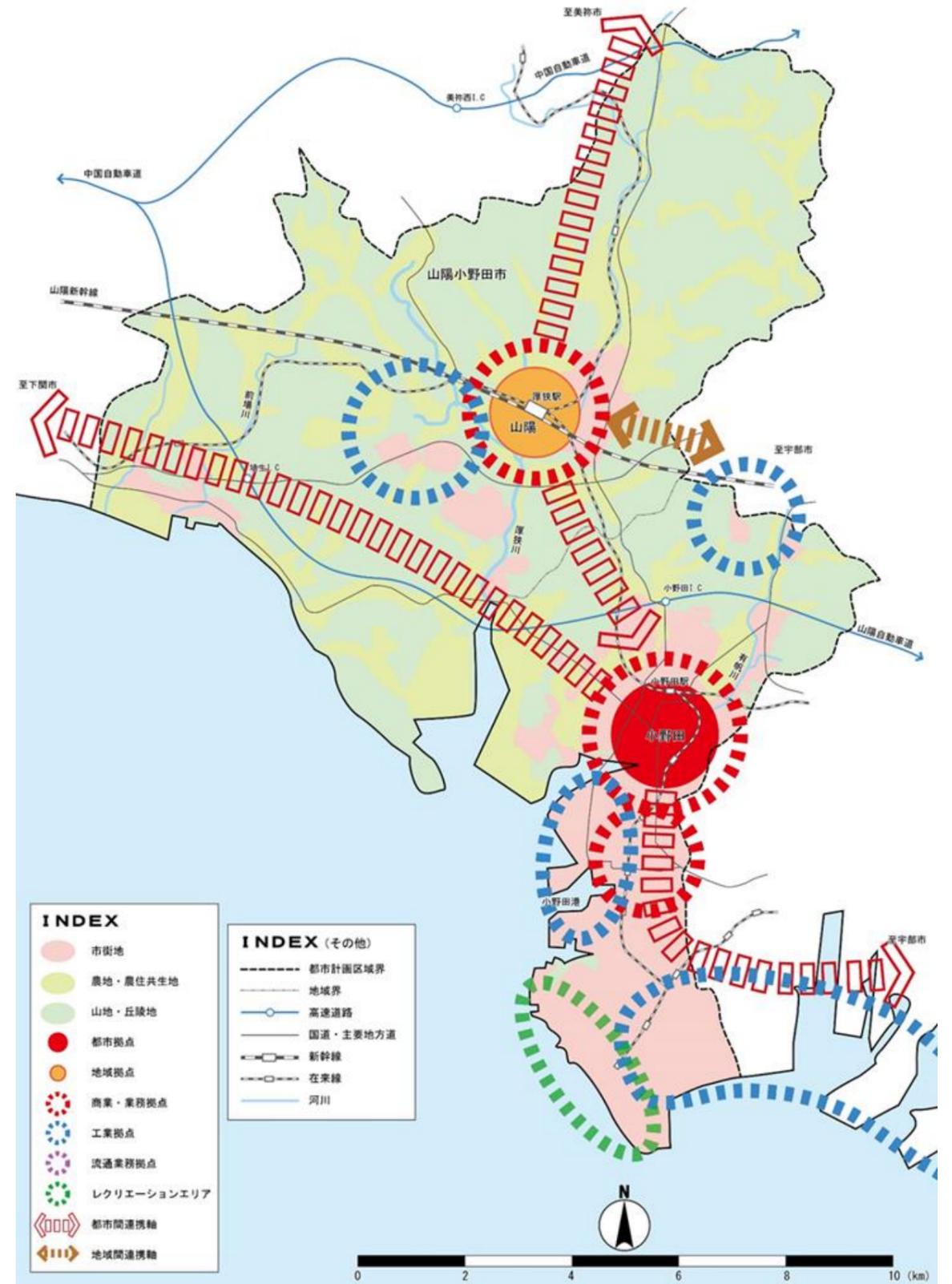
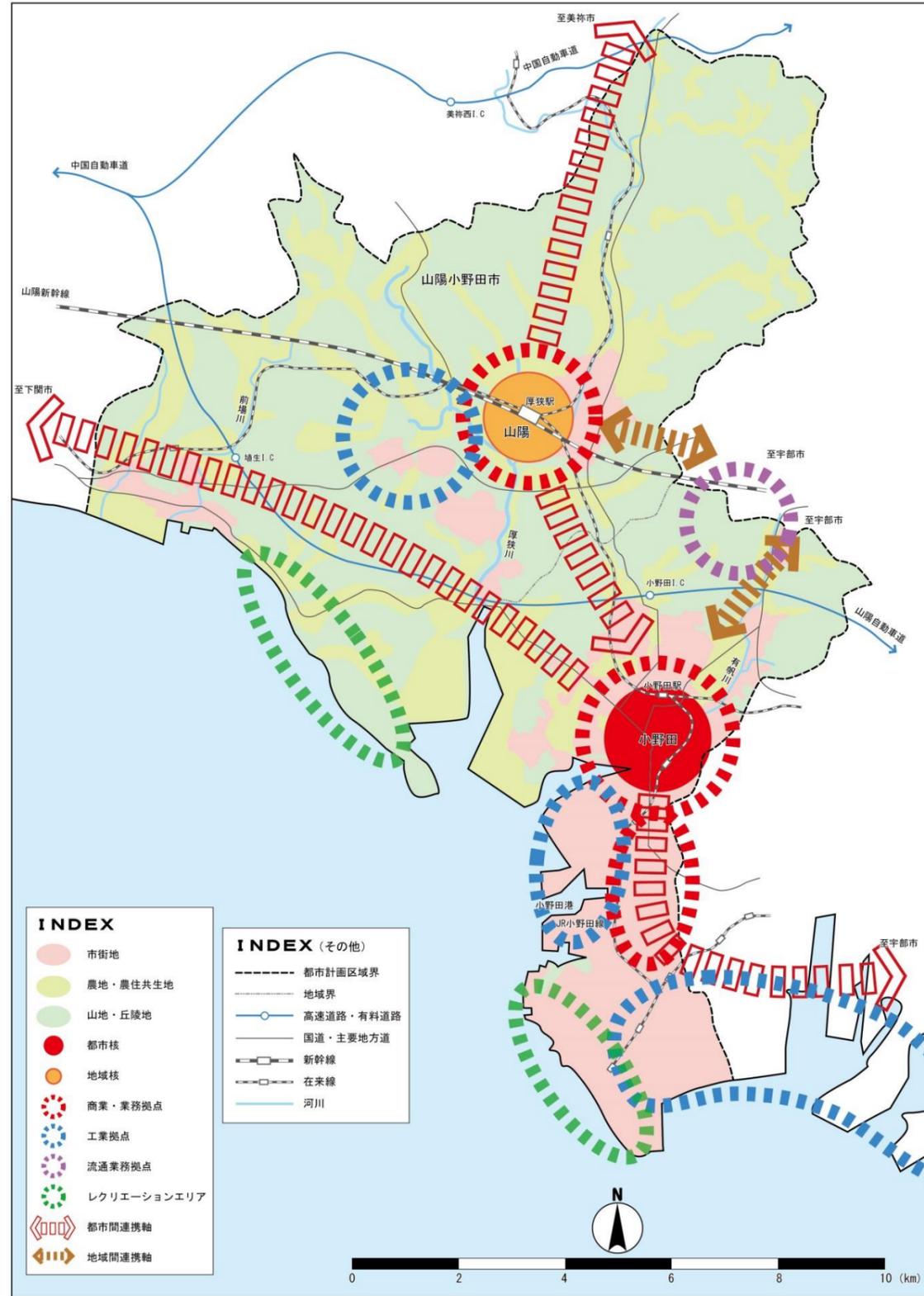
○用語解説（8）

	用 語	説 明
	立地適正化計画	都市再生特別措置法の改正（平成26年（2014年）8月）により人口の急激な減少と高齢化を背景として、新たに創設された制度。市町村が立地適正化計画を策定し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めることで、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進する。
	リジューム計画（地区再生計画）	リジュームとは取り返すという意味であり、にぎわいのあった地区を取り返すための計画。
	緑地協定	都市緑地保全法第14条に基づき、都市計画区域における一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために全員の同意により結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。
	歴史的風致維持向上計画	平成20年（2008年）11月4日に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、市町村が策定する計画。文部科学省・国土交通省・農林水産省の3省による認定を受けた後、歴史的風致の維持・向上に取り組む制度。 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を後世に継承するために、「歴史的風致の維持向上に関する方針」、「計画の重点区域」、「歴史的風致の維持向上のために必要な事項」や「歴史的風致形成建造物の指定の方針」等を定める。
	レジリエンス (resilience)	跳ね返り、弾力、回復力、復元力と言う意味があり、外的な刺激に対する柔軟性を表す言葉。
わ	ワークショップ (workshop)	住民が、公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、住民の意見の反映されたまちづくりを進めること。

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)
旧： 表紙 新： 表紙	<p style="text-align: center;">山陽小野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p style="text-align: center;">《目 次》</p> <p>1. 都市計画の目標 1 1-1. 基本的事項 1 1-2. 都市づくりの基本理念 2 2. 区域区分の決定の有無 4 3. 主要な都市計画の決定の方針 5 3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 5 3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 10 3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 18 3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 19 3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針 23 3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針 24 参考資料 25</p> <p style="text-align: center;">平成24年3月 山口県土木建築部都市計画課</p>	<p style="text-align: center;">山陽小野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (案)</p> <p style="text-align: center;">《目 次》</p> <p>1. 都市計画の目標 1 1-1. 基本的事項 1 1-2. 都市づくりの基本理念 2 2. 区域区分の決定の有無 4 3. 主要な都市計画の決定の方針 5 3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 5 3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 10 3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 18 3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 19 3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針 23 3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針 24 参考資料 25</p> <p style="text-align: center;">令和〇年(20〇年)〇月 山口県土木建築部都市計画課</p>

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)																																												
旧：1 新：1	<p>1. 都市計画の目標</p> <p>1-1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次 本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる平成 42 年を想定する。</p> <p>(2) 都市計画区域の範囲及び規模 本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。</p> <p>【都市計画区域の範囲及び規模】</p> <table border="1" data-bbox="376 667 1492 892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山陽小野田 都市計画区域</td> <td>山陽小野田市</td> <td>行政区域全域</td> <td>13,299 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>13,299 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 22 年度都市計画年報による</p> <p style="text-align: right;">*印のついている用語は巻末に用語解説を掲載している。</p>	区分	市町名	範囲	規模	備考	山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,299 ha		合計		13,299 ha		<p>1. 都市計画の目標</p> <p>1-1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次 本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定する。</p> <p>(2) 都市計画区域の範囲及び規模 本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。</p> <p>【都市計画区域の範囲及び規模】</p> <table border="1" data-bbox="1656 667 2772 892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山陽小野田 都市計画区域</td> <td>山陽小野田市</td> <td>行政区域全域</td> <td>13,309 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>13,309 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「都市計画現況調査*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値</p> <p>(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模 (推計値) 山陽小野田市の人口規模は、次のとおりである。</p> <p>【目標年次におけるおおむねの人口規模】</p> <table border="1" data-bbox="1656 1136 2772 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年 (2015 年)</th> <th>令和 12 年 (2030 年)</th> <th>令和 22 年 (2040 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田都市計画区域</td> <td>62,671 人</td> <td>54,733 人</td> <td>48,860 人</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田都市計画区域外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62,671 人</td> <td>54,733 人</td> <td>48,860 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 27 年(2015 年)の数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査の値 ※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 30 年(2018 年)3 月推計))</p> <p style="text-align: right;">「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。</p>	区分	市町名	範囲	規模	備考	山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,309 ha		合計		13,309 ha		区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)	山陽小野田都市計画区域	62,671 人	54,733 人	48,860 人	山陽小野田都市計画区域外	—	—	—	合計	62,671 人	54,733 人	48,860 人
区分	市町名	範囲	規模	備考																																										
山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,299 ha																																											
	合計		13,299 ha																																											
区分	市町名	範囲	規模	備考																																										
山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,309 ha																																											
	合計		13,309 ha																																											
区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)																																											
山陽小野田都市計画区域	62,671 人	54,733 人	48,860 人																																											
山陽小野田都市計画区域外	—	—	—																																											
合計	62,671 人	54,733 人	48,860 人																																											

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)
旧：2	1-2. 都市づくりの基本理念	1-2. 都市づくりの基本理念
新：2	<p>山陽小野田都市計画区域は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海にそそぐ厚狭川・有帆川沿いやその河口に形成された市街地となだらかな丘陵地、平坦な干拓地等からなる区域で、山陽小野田市1市を区域とする都市計画区域である。</p> <p>山陽小野田市は、江戸時代から石炭産業が盛んで、明治14年には、日本初の民間セメント会社が設立される等、古くから工業のまちとして発展してきたが、石炭産業が衰退した後は、企業誘致と緑化の推進、大型ショッピングセンターの誘致、山口東京理科大学の開学等、新しい産業と文化のまちとして発展をしている。</p> <p>また、北部は古くから交通の要衝で、近年は、山陽新幹線JR厚狭駅の設置等により交通の拠点性がますます強まっており、居住空間と産業空間が共存する地域として発展を遂げている。</p> <p>さらに、江汐湖、竜王山や焼野海岸等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化等、豊かな観光資源に恵まれた地域特性を持っており、米・野菜を中心とした農業や水産業も営まれている。本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p> <div data-bbox="338 932 1484 1514" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">歴史・文化と調和し、 豊かな自然環境と活力ある産業を活かした交流都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地を囲む丘陵地や、瀬戸内海の海岸線等の豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と調和した美しい都市づくりを進める。 ○ 宇部市、美祢市、下関市等との都市間連携の強化を図るとともに、中心市街地の再構築と郊外部での無秩序な市街地拡大を抑制し、集約型の都市*づくりを進める。 ○ 高速道路網や港湾等の広域交通利便性を活かした都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。 ○ 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。 </div>	<p>山陽小野田都市計画区域は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海にそそぐ厚狭川・有帆川沿いやその河口に形成された市街地となだらかな丘陵地、平坦な干拓地等からなる区域で、山陽小野田市の1市で構成されている。</p> <p>山陽小野田市の南部は、江戸時代から石炭産業が盛んで、明治14年(1881年)には、日本初の民間セメント会社が設立される等、古くから工業のまちとして発展してきたが、石炭産業が衰退した後は、企業誘致と緑化の推進、大型ショッピングセンターの誘致、山口東京理科大学の開学等、新しい産業と文化のまちとして発展をしている。</p> <p>また、北部は古くから交通の要衝で、近年は、山陽新幹線厚狭駅の設置等恵まれた広域交通網により交通の拠点性がますます強まっており、居住空間と産業空間が共存する活力ある地域として発展を遂げている。</p> <p>さらに、江汐湖、竜王山や焼野海岸等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化等、豊かな観光資源に恵まれた地域特性を持っており、米・野菜を中心とした農業や水産業も営まれている。本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p> <div data-bbox="1614 932 2760 1619" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">歴史・文化と調和し、 豊かな自然環境と活力ある産業を活かした交流都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地を囲む丘陵地や、瀬戸内海の海岸線等の豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と調和した美しい都市づくりを進める。 ○ 宇部市、美祢市、下関市等との都市間連携の強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地*の再構築を行う。また、立地適正化計画*を策定することで都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。 ○ ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。 ○ 高速道路網や港湾等の広域交通利便性を活かした都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。 ○ 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。 </div>



頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)
旧：4	<p>2. 区域区分の決定の有無</p> <p>本区域は、開発圧力は強いものの、用途地域の指定の状況、人口減少等により、市街地の拡大の可能性が低いことから本区域に区域区分を定めない。ただし、宇部都市計画区域と隣接する本区域で開発圧力が強い用途白地地域において、特定用途制限等の適切な土地利用コントロールを行うことで無秩序な市街地の拡大の抑制を図る。</p>	<p>2. 区域区分の決定の有無</p> <p>本区域は、本都市計画区域に区域区分*を定めない。</p> <p>【区域区分*を定めないとした理由】</p> <p>本区域は、一定の開発圧力*があるものの、特定用途制限地域*の適用を行っているほか人口が減少傾向にあることなどから、急激な市街地拡大の可能性は低いと判断される。しかしながら、隣接し、市街地が連担している宇部都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バランスに配慮した土地利用規制を行う。</p> <p>したがって、区域区分*を定めないものの、建築形態規制*に加え、特定用途制限地域*等による土地利用制度を適正に運用し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図るものとする。</p>
新：4		

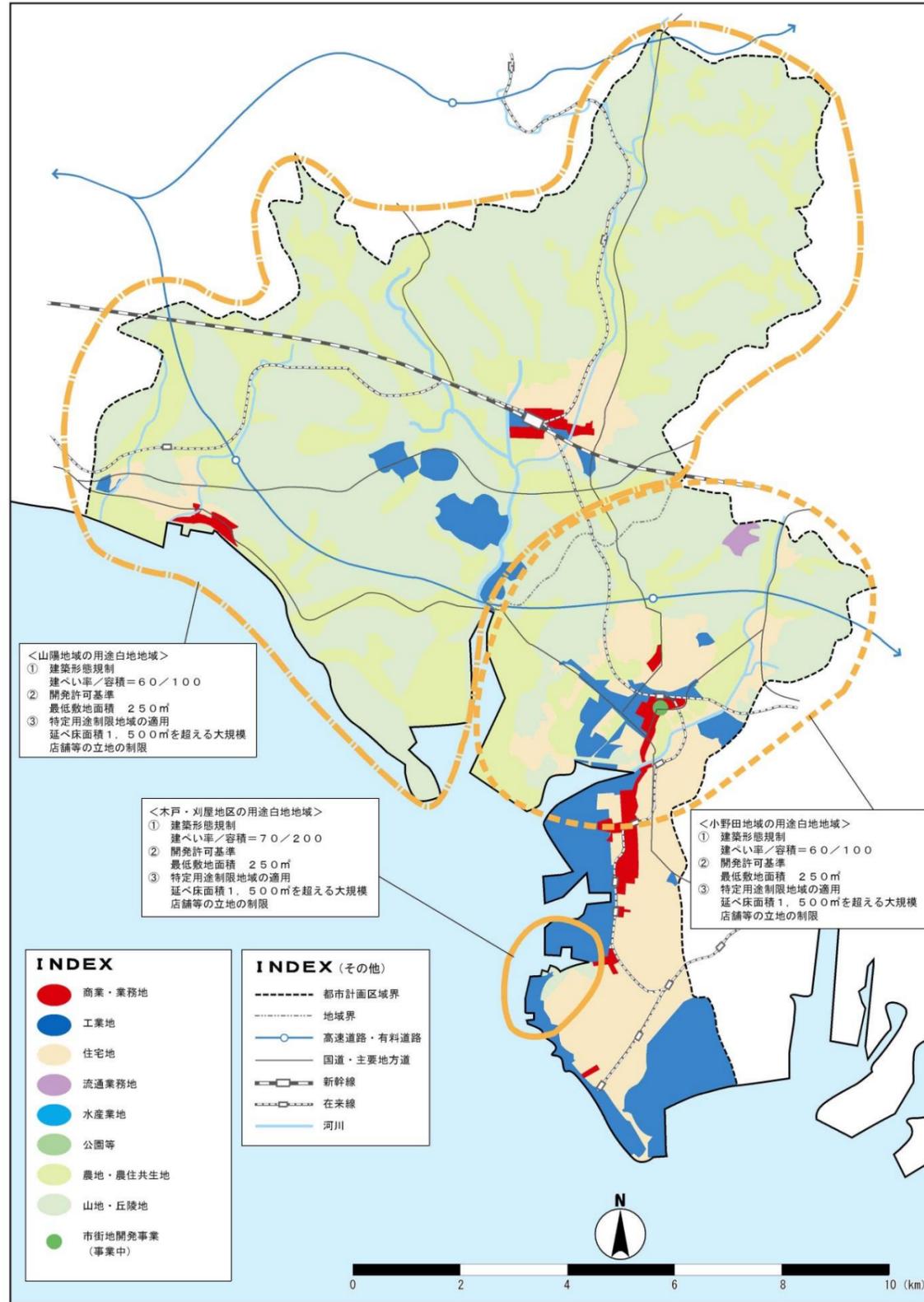
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編（案）
旧：5	<h3>3. 主要な都市計画の決定の方針</h3>	<h3>3. 主要な都市計画の決定の方針</h3>
新：5	<h4>3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</h4> <p>集約型の都市*づくりを進めるために、用途地域内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域内での開発の抑制を図る。</p>	<h4>3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</h4> <p>集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策と用途地域内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域内での開発の抑制を一体的に運用する。</p>
	<p>(1) 主要用途の配置の方針</p>	<p>(1) 主要用途の配置の方針</p>
	<p>① 商業地・業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施設や業務施設が集積している J R 小野田駅周辺では、交通結節点機能の強化、駅前商店街の活性化、土地の有効活用・高度化の促進により、本区域の都市核にふさわしい機能集積を図る。 多様な拠点施設が周辺に位置する公園通り一帯では、計画的な市街地更新を進め、商業施設や公共施設の集積を活かして利便性の高い中核都市らしい生活空間の形成を図る。 行政施設や業務施設が集積している J R 厚狭駅周辺では、新幹線駅の利便性を活かして、住宅とともに商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進め、地域核としての市街地形成を図る。 鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近については、周辺地域の日常生活サービスを支える商業地としての機能集積に努める。 生活サービス施設がある近隣商業地、国道 190 号や県道船木津布田線の沿道の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境や沿道景観の維持・形成を図りつつ、日常生活利便性の高い商業地の形成を図る。 	<p>① 商業地・業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施設や業務施設が集積している小野田駅周辺では、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。 多様な拠点施設が周辺に位置する公園通り一帯では、計画的な市街地更新を進め、商業施設や公共施設の集積を活かして利便性の高い中核都市らしい生活空間の形成を図る。 行政施設や業務施設が集積している厚狭駅周辺では、新幹線駅の利便性を活かして、住宅とともに商業業務施設の建設を誘導するとともに、既存市街地*への都市機能の充実を図る。 鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近については、周辺地域の日常生活サービスを支える商業地としての機能集積に努める。 国道 190 号や県道船木津布田線の沿道等の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境や沿道景観の維持・形成を図るとともに、日常生活利便性の高い商業地の形成を図る。
	<p>② 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> 東沖ファクトリーパーク、新大塚工業団地、山野井・新山野井工業団地等の工業用地においては、立地環境の保全・整備により、高度技術産業や研究開発産業等の企業誘致の推進や既存企業の定着を図る。 臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の産業基盤整備を進める。また、産業公害及び都市防災の観点から環境の改善を図る。 既存工業団地については、地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業の地域への定着を促進する。 	<p>② 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業団地は、立地環境の保全・基盤整備により、高度技術産業や研究開発産業等の企業誘致の推進や既存企業の定着を図る。 臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の産業基盤整備を進める。 小野田・楠企業団地については、地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業の地域への定着を促進する。
	<p>③ 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。 専用住宅地は、低層住宅や中高層の共同住宅の立地している地区及び計画的に開発された住宅地に配置する。特に、計画的開発団地においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。 	<p>③ 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停の周辺への居住の誘導を推進する。 相当規模の宅地開発が行われる区域においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
<p>旧：6</p> <p>新：6</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画等による計画的なまちづくりを推進し、木造老朽住宅の建替えや防災面に配慮した既存ストック活用（リフォーム）の推進、生活道路の整備等を進め、住環境の改善を図る。 <p>④ 流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な流通機能については、高速道路網で結ばれる山口市等県央部の流通団地に一部依存しつつ、小野田・楠企業団地等に圏域内の工場地や卸売市場等と連携した流通機能の集積を図る。 <p>(2) 土地利用の方針</p> <p>① 土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の中心部となっているJR小野田駅周辺や公園通り周辺地区については、商業・業務、文化、情報等高次都市機能の集積に努めるとともに、都市景観に配慮しつつ、遊休地・低未利用地の有効活用や健全な高度利用を図る。 <p>② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> JR小野田駅及びJR厚狭駅周辺の準工業地域については、用途の集約や純化等、適正な用途地域の見直しを図り、周辺の商業環境や住宅地環境に配慮する中で、駅前市街地にふさわしい土地利用への転換を検討する。 国道190号沿道の準工業地域のうち、近年土地利用の転換による大規模商業施設等の立地がみられる地区については、沿道商業地への転換を検討する。 住居系、商業系、工業系等の用途地域に応じた適正な土地利用の誘導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地の再生によるまちなか居住を推進する。 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画*を活用し、空き家の利活用を促進するなどして都市のスポンジ化*対策を推進する。 <p>④ 流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 小野田港を中心に、流通業務機能の集積を図る。また、物流拠点や産学連携による新産業の集積を誘導し、加工や物流サービス等による高付加価値型の流通業務機能の導入を図る。 <p>(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。 工業地及び流通業務地については、周辺環境の維持や整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。 <p>(3) 市街地における住宅建設の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。 <p>(4) 土地利用の方針</p> <p>① 土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の中心部となっている小野田駅周辺などの地区については、立地適正化計画*をはじめとする誘導策により、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療・教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。

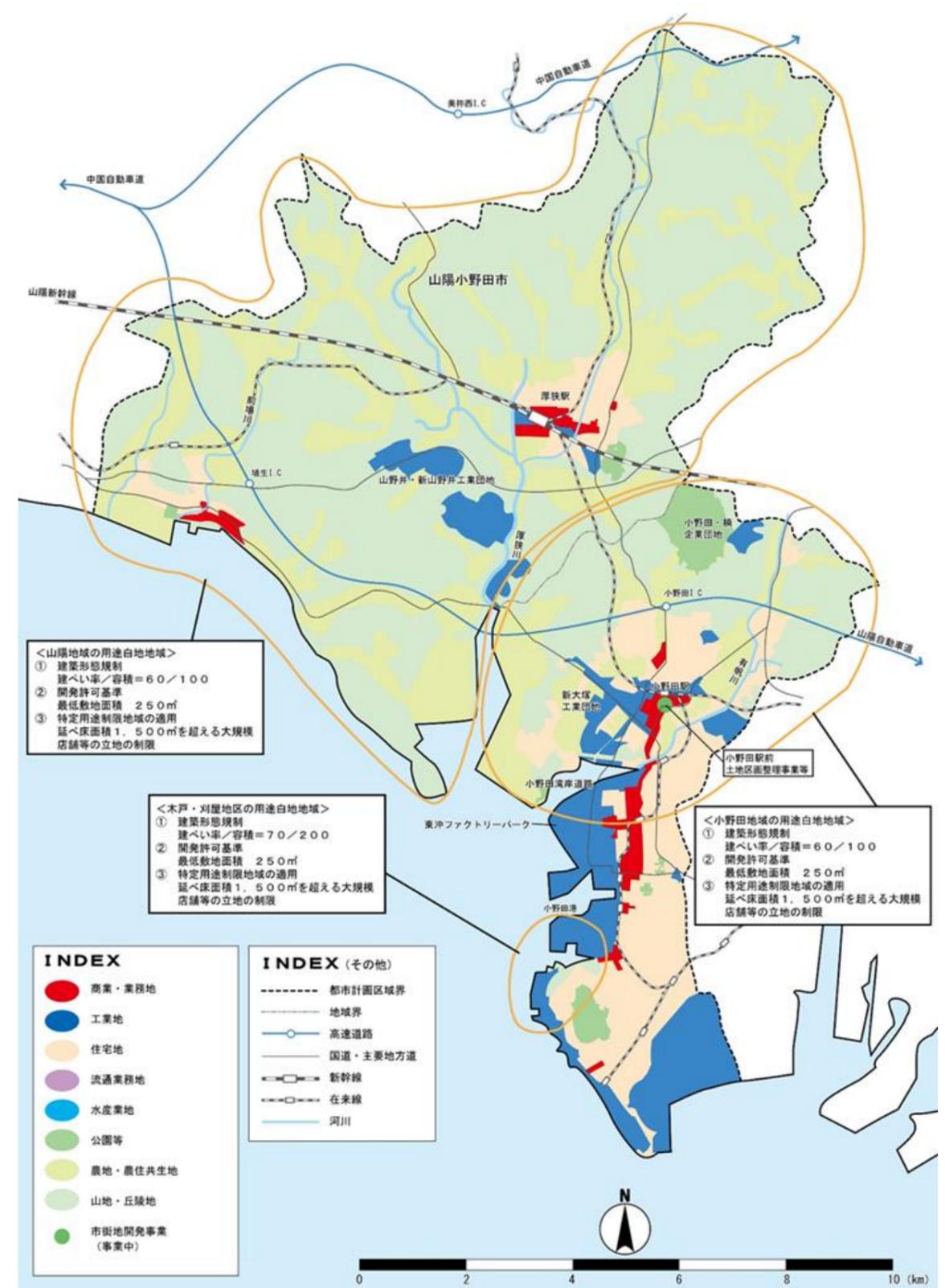
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
旧：6 新：7	<p>③ 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的開発団地においては、地区計画や緑地協定、建築協定等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。 建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画等による計画的なまちづくりを推進し、老朽した木造住宅の建替えや防災面に配慮したリフォーム等による既存ストックの活用、生活道路の整備等を進め、住環境の改善を図る。 住工混在地では、用途の純化を図りつつ、都市環境や都市防災の面から、計画的に基盤施設の整備を進め、良好な居住環境の形成を促進する。 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。 <p>④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。 竜王山や江汐湖等の自然景観や歴史的遺産、文化財等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等についてはその景観の保全を図る。 <p>⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚狭川、有帆川沿いの市街地周辺部の農地は、今後とも食糧の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。 その他、農業農村整備事業が実施されている等、良好な農地地帯を形成している地区については、今後とも農業生産基盤の整備充実を図り、農業生産の向上に努める。 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。 <p>⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された地区については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。 土砂災害警戒区域に指定された地区については、土砂災害マップ等により、災害のおそれのある区域についての危険の周知を行う。 近年、甚大な洪水被害のあった厚狭川流域など、河川の増水・氾濫等による浸水が想定される区域については、取り組みの進む河川事業に併せ、洪水ハザードマップ等により、災害のおそれがある区域についての危険の周知を行う。 	<p>② 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画や緑地協定、建築協定等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。 住工混在地では、用途の純化を図りつつ、都市環境や都市防災の面から、計画的に基盤施設の整備を進め、良好な居住環境の形成を促進する。 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。 <p>③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。 竜王山や江汐湖等の自然景観や歴史的遺産、文化財等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等についてはその景観の保全を図る。 <p>④ 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚狭川、有帆川沿いの市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。 <p>⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*に指定された区域については、立地適正化計画*の活用や開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導する区域を設定するよう努める。 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編（案）
<p>旧：7</p> <p>新：8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去、甚大な高潮災害のあった沿岸部など、高潮による浸水が想定される区域においては、取り組みの進む高潮事業に併せ、高潮ハザードマップ等により、災害のおそれがある区域についての危険の周知を行う。 ・ 災害に強い市街地を形成するため、災害時の避難路や延焼防止帯等の確保を図る。 ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。 <p>⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜王山、焼野海岸、江汐湖等の自然環境については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。 <p>⑧ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。 ・ 用途地域の指定されていない地域においては、周辺地域との環境の調和に配慮した土地利用を図るため、建築形態規制に加え、新たに特定用途制限地域の指定等を行う ・ 国道2号や国道190号等の幹線道路沿道のうち、用途地域の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、地区計画の活用や特定用途制限地域等の土地利用制度の適用等により、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を検討する。 	<p>⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜王山、焼野海岸、江汐湖等の自然環境については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。 <p>⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画*を策定し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。 ・ 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。 ・ 用途地域の指定されていない地域においては、特定用途制限地域*の規制の強化や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。 ・ 地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良好な環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。 ・ 山陽小野田市の埴生地区は、下関都市計画区域の市街化調整区域*に隣接しており、線引き・非線引き*都市計画区域間における土地利用バランスを考慮し、適切な土地利用コントロールによる無秩序な開発の防止を図る。 ・ 国道2号や国道190号等の幹線道路沿道のうち、用途地域の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、地区計画の活用や特定用途制限地域等の土地利用制度の適用等により、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



■土地利用及び市街地整備に関する方針



頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
旧：10	3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
新：10	(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	(1) 交通施設の都市計画の決定の方針
	① 基本方針	① 基本方針
	1) 交通体系の整備の方針	1) 交通体系の整備の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部・小野田広域圏における中核都市としての中枢機能を発揮し、圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。 ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。 ・ 航空災害、コンテナ災害等の非常時における総合的な救急体制の強化を図り、道路が災害時の避難や救援、物資運搬の経路となり、また、火災時の焼け止まり線としても機能するよう、沿道市街地の防災性の向上と併せて、安全な生活を支える道路網の整備を進める。 ・ 災害時において、代替ルートが確保できるよう、広域交通ネットワークや生活圏内の道路網の整備に努め、ライフラインとしての機能の充実を図る。 ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。 ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。 ・ 都市部と農山漁村部が相互に支えあう地域循環型の都市の実現に向けた道路網整備など、交通ネットワークの構築を図る。 ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。 ・ 自動車交通の増加に伴う環境問題への対応や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、公共交通の維持・充実を図るとともに、駅舎やバス停、車両、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備を推進する。 ・ 交通渋滞や環境問題への対応として、JR山陽本線、小野田線の頻繁運行、鉄道相互や鉄道とバスの接続強化、パーク・アンド・ライド、の推進による公共交通の利便性向上、利用促進を図る。 ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、山陽自動車道の小野田 I.C や山口宇部空港、重要港湾宇部港、重要港湾小野田港、山陽新幹線 JR厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス*道路の整備を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部・小野田広域圏における中核都市としての中枢機能を発揮し、圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かすとともに、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。 ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。 ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。 ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。 ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を維持する交通体系の整備・充実を進める。 ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。 ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線及び山陽本線の利便性の向上、小野田線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など、公共交通の維持・充実を図る。 ・ また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。 ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、山陽自動車道の小野田 I.C や山口宇部空港、宇部港、小野田港、山陽新幹線厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス*道路の整備を促進する。
	2) 整備水準の目標	2) 整備水準の目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間の移動時間の短縮の充実や快適な歩行空間の創造を目的に策定された「ジョイフルロード構想」の実現とともに、安全で快適な交通施設整備の進展を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

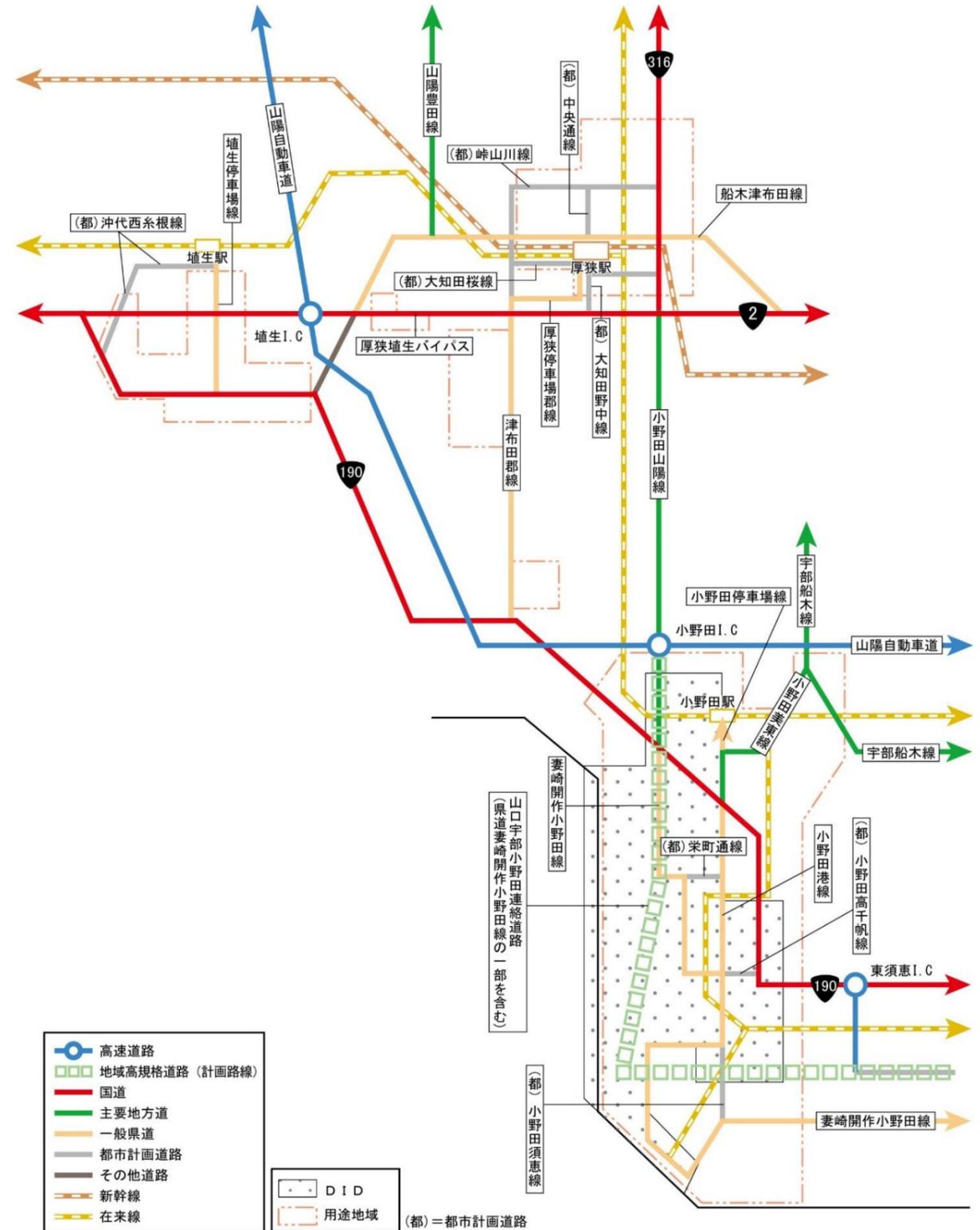
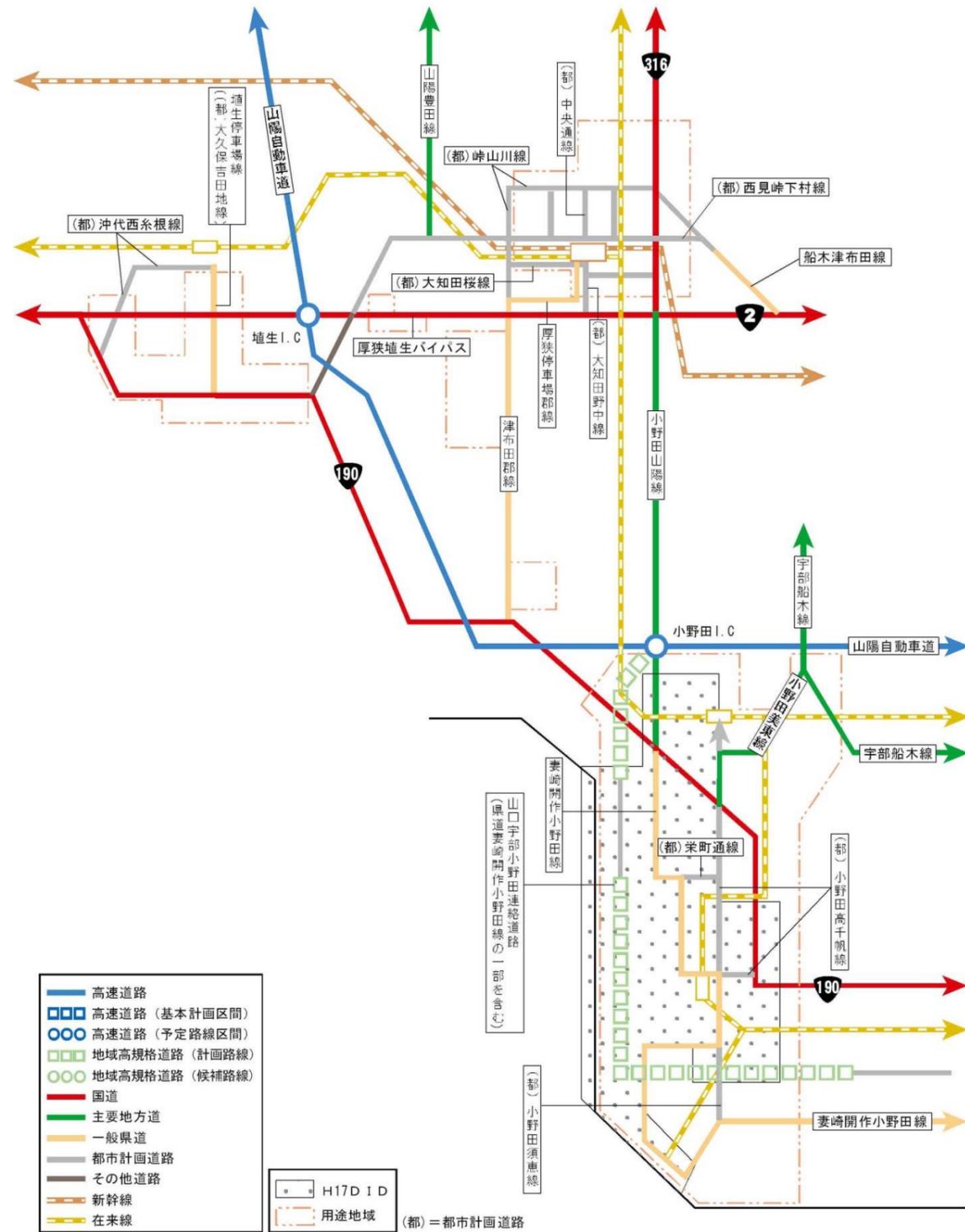
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)
<p>旧：11</p> <p>新：11</p>	<p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>1) 道路</p> <p>【広域幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺広域都市圏の都市核との連携の促進を図るため、山陽自動車道、山口宇部小野田連絡道路（県道妻崎開作小野田線の一部を含む）、国道2号、国道190号、国道316号、県道小野田山陽線を広域幹線道路として位置づける。 <p>【地域幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域幹線道路を補完し、本区域と周辺の都市核・地域核との連携の促進を図るため、県道小野田美東線、県道宇部船木線、県道山陽豊田線、県道津布田郡線を地域幹線道路として位置づける。 <p>【都市内骨格道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心環状道路として、(都) 小野田高千帆線、(都) 栄町通線を位置づける。 ・ 広域幹線道路からの交通を既成市街地へ導流し、既成市街地と宇部市を結ぶ都市内骨格道路として、県道妻崎開作小野田線を位置づける。 ・ 山陽地域厚狭地区における都市内骨格道路として、県道厚狭停車場郡線、(都) 中央通線、(都) 峠山川線、(都) 大知田野中線、(都) 大知田桜線、(都) 西見峠下村線を位置づける。 ・ 山陽地域埴生地区における都市内骨格道路として、県道埴生停車場線（(都) 大久保吉田地線）、(都) 沖代西糸根線を位置づける。 	<p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>1) 道路</p> <p>【広域幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県中央部と宇部・小野田地域の交流・連携の促進や区域内の円滑な交通流動の確保を図るため、地域高規格道路*の山口宇部小野田連絡道路（県道妻崎開作小野田線の一部を含む）を位置づける。 ・ 周辺広域都市圏の都市拠点*との連携の促進を図るため、山陽自動車道、国道2号、国道190号、国道316号、県道小野田山陽線を広域幹線道路として位置づける。 <p>【地域幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域幹線道路を補完し、本区域と周辺の都市拠点*・地域拠点*との連携の促進を図るため、県道小野田美東線、県道宇部船木線、県道山陽豊田線、県道津布田郡線を地域幹線道路として位置づける。 <p>【都市内骨格道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心環状道路として、(都) 小野田高千帆線、(都) 栄町通線を位置づける。 ・ 広域幹線道路からの交通を既成市街地へ導流し、既成市街地と宇部市を結ぶ都市内骨格道路として、県道妻崎開作小野田線を位置づける。 ・ 厚狭地区における都市内骨格道路として、県道厚狭停車場郡線、(都) 中央通線、(都) 峠山川線、(都) 大知田野中線、(都) 大知田桜線、(都) 西見峠下村線を位置づける。 ・ 埴生地区における都市内骨格道路として、県道埴生停車場線（(都) 大久保吉田地線）、(都) 沖代西糸根線を位置づける。

旧 区域マス本編

新 区域マス本編 (案)

■主要道路の配置の方針図

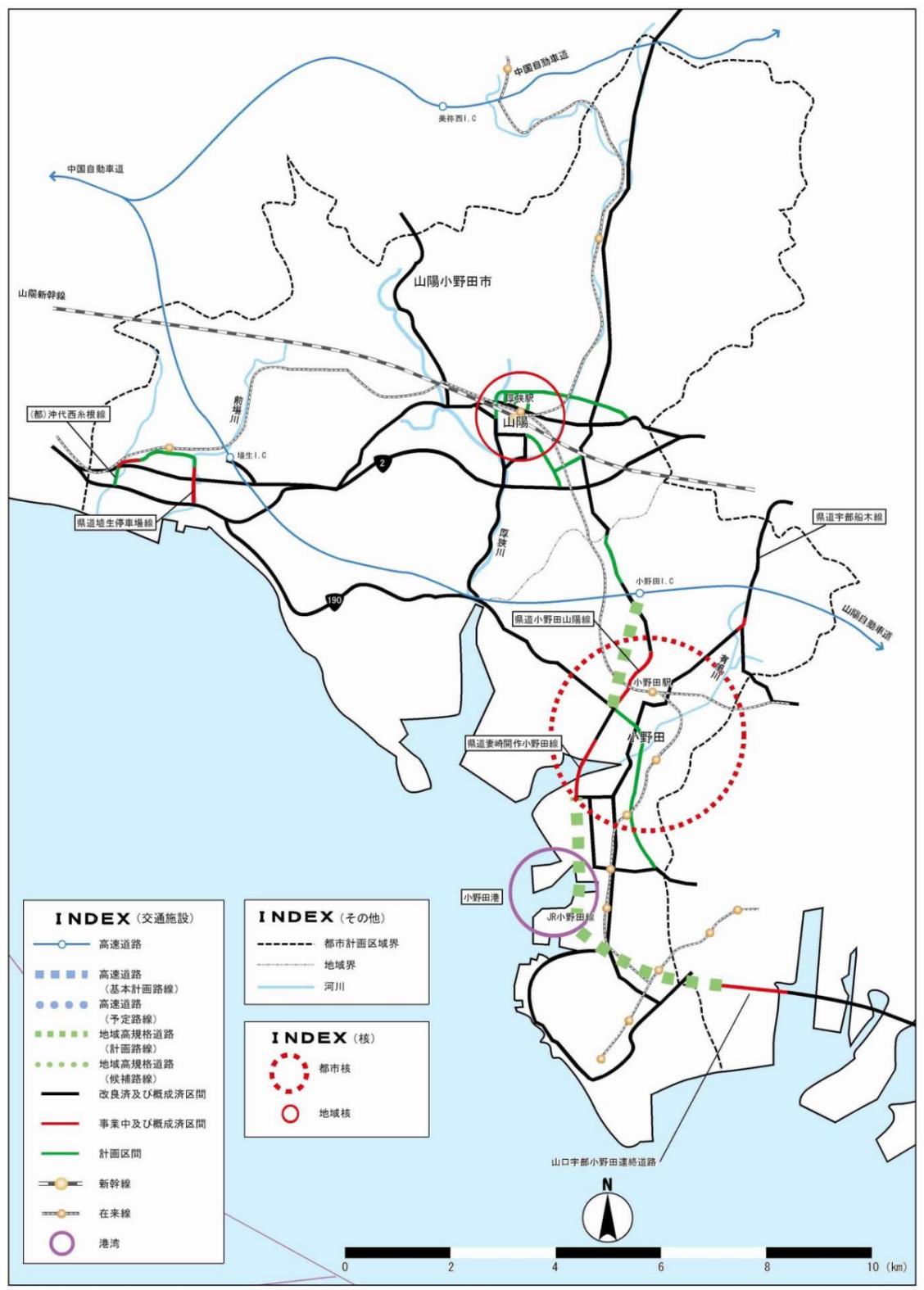
■主要道路の配置の方針図



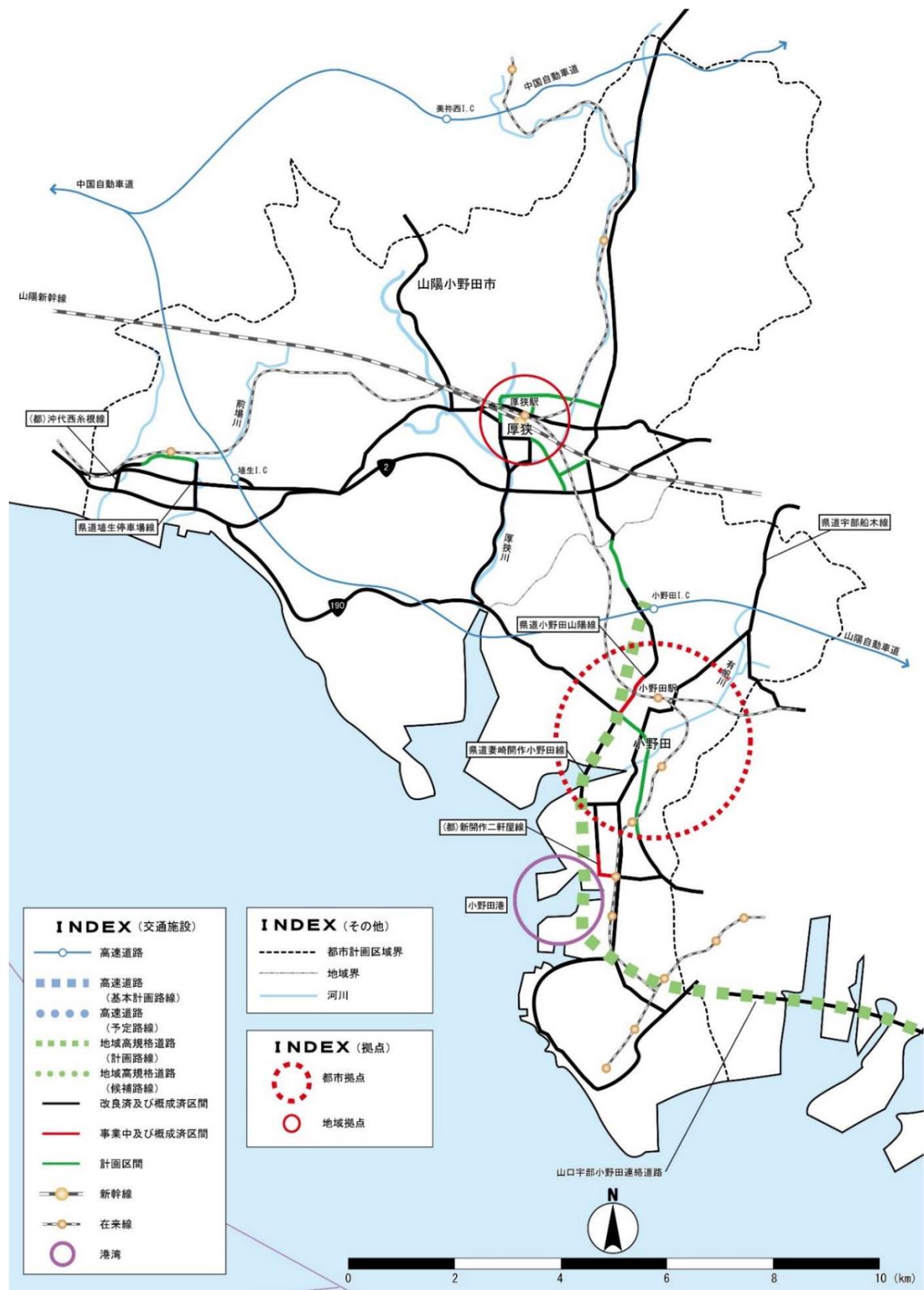
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編（案）												
旧：13 新：13	<p>2) 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 山陽新幹線厚狭駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、新幹線とJR小野田線、JR美祢線の利用促進や接続強化の検討や、バスネットワークとの連携による利便性の向上を図る。また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン化など、利用環境の改善に努める。 既存のバスネットワークの維持・充実に努め、利用者のニーズに合わせた利用形態とサービスを備えたシステムの構築に努めるなど、公共交通機関の充実を図る。 <p>3) 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅や港周辺等の交通結節点や観光拠点等において、今後の市街地整備の動向や交通量、駐車場需要動向や観光振興等から民間駐車場とのバランスを検討しつつ、駐車需要に見合った効率的な公共駐車場の整備を行う。 自転車駐車場については、交通結節点や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。 併せて、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。 <p>4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要港湾である小野田港は、物流需要の増大、船舶の大型化、荷役形態の変化等に対応するために公共ふ頭、航路等の港湾施設の整備拡充を促進する。 <p>③ 主要な施設の整備目標 本区域における交通施設のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施している主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="320 1352 1475 1610"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">道路</td> <td>県道 妻崎開作小野田線 (山口宇部小野田連絡道路の一部)</td> <td>山陽小野田市</td> </tr> <tr> <td>県道 小野田山陽線</td> <td>山陽小野田市</td> </tr> <tr> <td>県道 埴生停車場線</td> <td>山陽小野田市</td> </tr> <tr> <td>県道 宇部船木線</td> <td>山陽小野田市</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	市町名	道路	県道 妻崎開作小野田線 (山口宇部小野田連絡道路の一部)	山陽小野田市	県道 小野田山陽線	山陽小野田市	県道 埴生停車場線	山陽小野田市	県道 宇部船木線	山陽小野田市	<p>2) 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 山陽新幹線厚狭駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、新幹線と小野田線、美祢線の利用促進や接続強化の検討、及びバスネットワーク*との連携による利便性の向上を図る。また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。 自家用車から公共交通への転換や中山間地域などの交通不便地域と交通結節点までの移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド型交通の維持・充実に努める。 立地適正化計画を策定し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。 <p>3) 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅等の交通結節点や観光拠点等において、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。 自転車駐車場については、交通結節点や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。 ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。 <p>4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 小野田港は、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良、航路・泊地の浚渫など、港湾機能の強化を進める。
種別	名称	市町名												
道路	県道 妻崎開作小野田線 (山口宇部小野田連絡道路の一部)	山陽小野田市												
	県道 小野田山陽線	山陽小野田市												
	県道 埴生停車場線	山陽小野田市												
	県道 宇部船木線	山陽小野田市												

旧 : 14 ■交通施設の整備方針

新 : 14



■(参考) 主要道路の整備状況

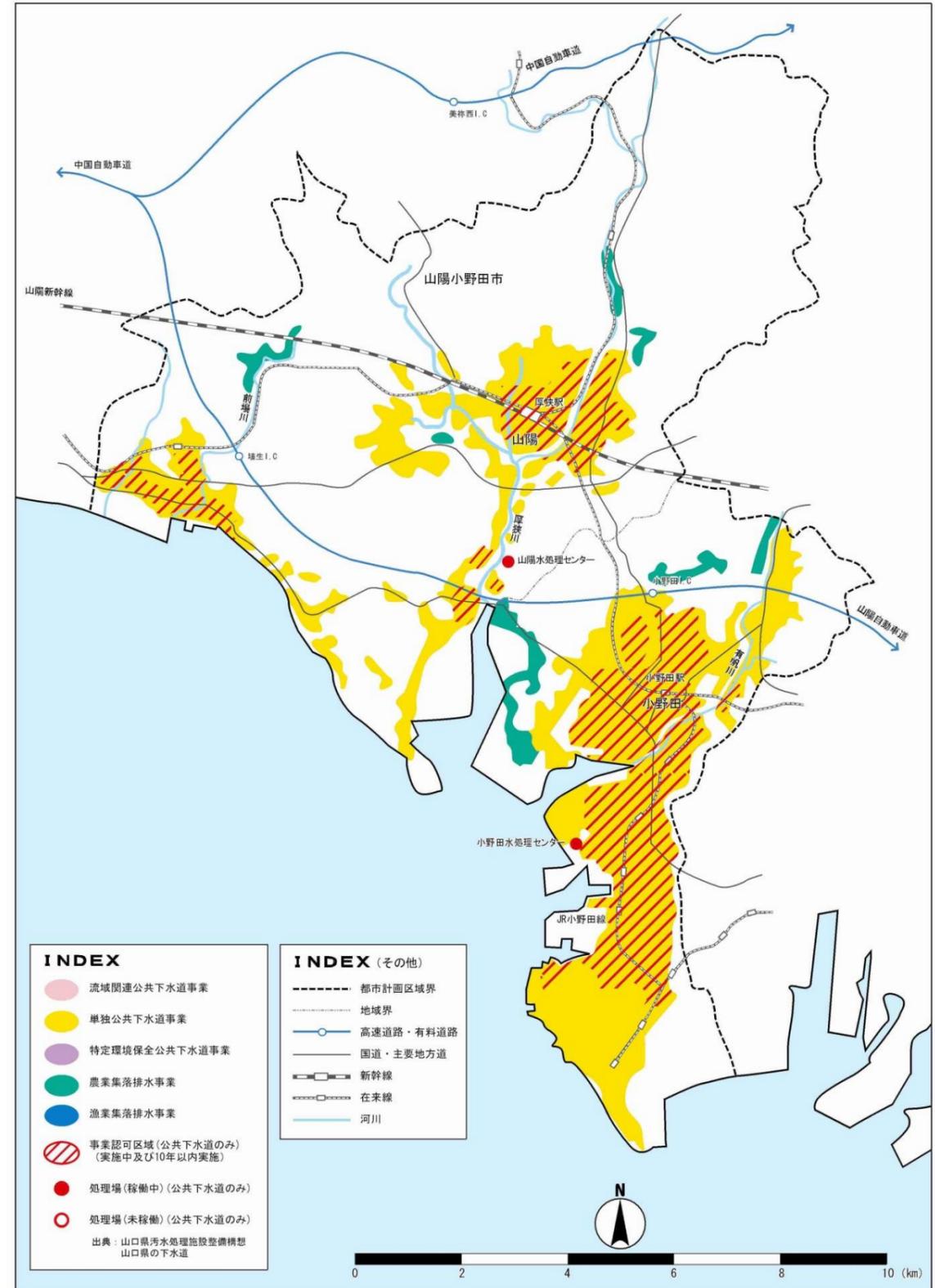


頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)
旧：15	<p>(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>1) 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>i) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、浄化槽や農山漁村地域における集落排水施設の整備等、各地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を促進する。 <p>ii) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、親水レクリエーション等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。 都市の景観を印象づける有帆川や厚狭川等の河川や、水路等の水辺については、周囲の景観と調和した整備に努める。 洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報*の伝達やハザードマップの公表等により、住民に自主的かつ的確な避難等を促す等、住民の危機管理意識の高揚に努める。 <p>2) 整備水準の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。 河川については、「やまぐちの川ビジョン」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、事業の実施を図る。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>1) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、長寿命化計画を策定し、事業の実施を図る。 <p>2) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域を流れる二級河川厚狭川、有帆川及び前場川等については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境を考慮し、計画的に改修・整備を進める。 河川は都市の重要なオープンスペースであることから、人々が身近に水辺に近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。 	新：15
		<p>(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>1) 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>i) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における農業集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。 <p>ii) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報*の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。 <p>2) 整備水準の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想*」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>1) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道は、既成市街地*を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。 山陽小野田市小野田水処理センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。 <p>2) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

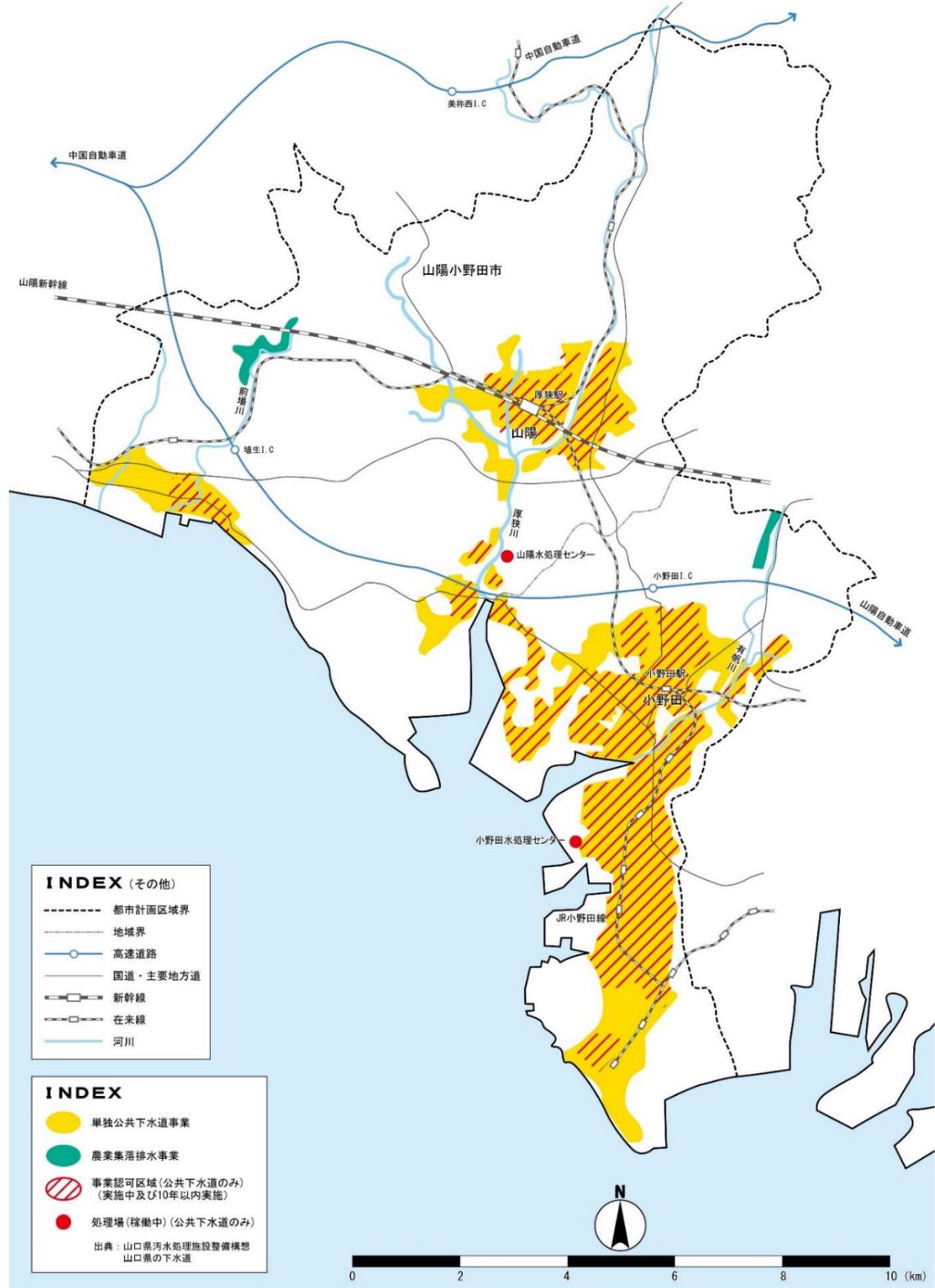
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)						
旧：16 新：16	<p>③ 主要な施設の整備目標 本区域における公共下水道及び河川のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施している主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="409 426 1451 627"> <thead> <tr> <th data-bbox="409 426 676 493">種 別</th> <th data-bbox="676 426 1451 493">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="409 493 676 560">下水道</td> <td data-bbox="676 493 1451 560">山陽小野田市公共下水道</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 560 676 627">河 川</td> <td data-bbox="676 560 1451 627">有帆川、厚狭川、前場川、糸根川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。 ・ 分別収集の徹底、リサイクル活動拠点の整備等により、ごみの再資源化を推進する。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山口県循環型社会形成基本計画」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。 ・ 山陽小野田市環境衛生センター及び山陽小野田市小野田浄化センターについては、より環境への影響を配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。 ・ 卸売市場については、「山口県卸売市場整備計画」に基づき、適正な配置を推進する。 	種 別	名 称	下水道	山陽小野田市公共下水道	河 川	有帆川、厚狭川、前場川、糸根川	<p>(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。 ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。 ・ 山陽小野田市環境衛生センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。 ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。
種 別	名 称							
下水道	山陽小野田市公共下水道							
河 川	有帆川、厚狭川、前場川、糸根川							

旧 : 17 ■下水道及び河川の整備方針

新 : 17



■(参考) 下水道の整備方針



頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)								
旧：18	3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
新：18	<p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。 特に、小野田駅前地区は、小野田地域の「表玄関」としての役割を担っていることから、土地区画整理事業もしくはそれに準ずる市街地整備手法の推進によりにぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。 今後市街化が予想される千崎地区、高須地区、東大塚地区については、土地区画整理事業や地区計画による計画的な市街地整備を推進する。 J R小野田駅及びJ R厚狭駅周辺では、商業業務施設の集積促進、中高層共同住宅等の建設促進を図る。特に、都市基盤施設が整備された駅南については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進める。 J R厚狭駅北部の既成市街地については、既存商店街の再開発を目指した整備を図るとともに、古いまちなみや周辺の史跡、自然等を活かした交流の場として、市街地開発事業の実現に向けた取り組みを促進する。 J R小野田駅やJ R厚狭駅において、南北連絡道を整備することにより、駅南北の一体的な市街地の形成を図る。 公共建築物、道路、公園等の公共施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備を図り、子供からお年寄りまですべての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進する。 長期にわたり未整備の市街地開発事業については、その必要性等について検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画を見直す。 <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>本区域における市街地開発事業のうち、現在事業を実施している主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>【現在事業を実施している主要な事業】</p> <table border="1" data-bbox="341 1392 1475 1518"> <thead> <tr> <th>地区名称</th> <th>市町名</th> <th>事業主体</th> <th>整備手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野田駅前</td> <td>山陽小野田市</td> <td>山陽小野田市</td> <td>土地区画整理事業等</td> </tr> </tbody> </table>	地区名称	市町名	事業主体	整備手法	小野田駅前	山陽小野田市	山陽小野田市	土地区画整理事業等	<p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。 小野田駅前地区は、小野田地域の「表玄関」としての役割を担っていることから、都市再生整備計画事業の推進によりにぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。 小野田駅及び厚狭駅周辺では、商業業務施設の集積促進、中高層共同住宅等の建設促進を図る。特に、都市基盤施設が整備された厚狭駅南部については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進める。 厚狭駅北部の既成市街地については、既存商店街の再開発を目指した整備を図るとともに、古いまちなみや周辺の史跡、自然等を活かした交流の場として、市街地開発事業*の実現に向けた取組を促進する。 小野田駅や厚狭駅において、南北の連絡機能を強化することにより、駅南北の一体的な市街地の形成を図る。
地区名称	市町名	事業主体	整備手法							
小野田駅前	山陽小野田市	山陽小野田市	土地区画整理事業等							

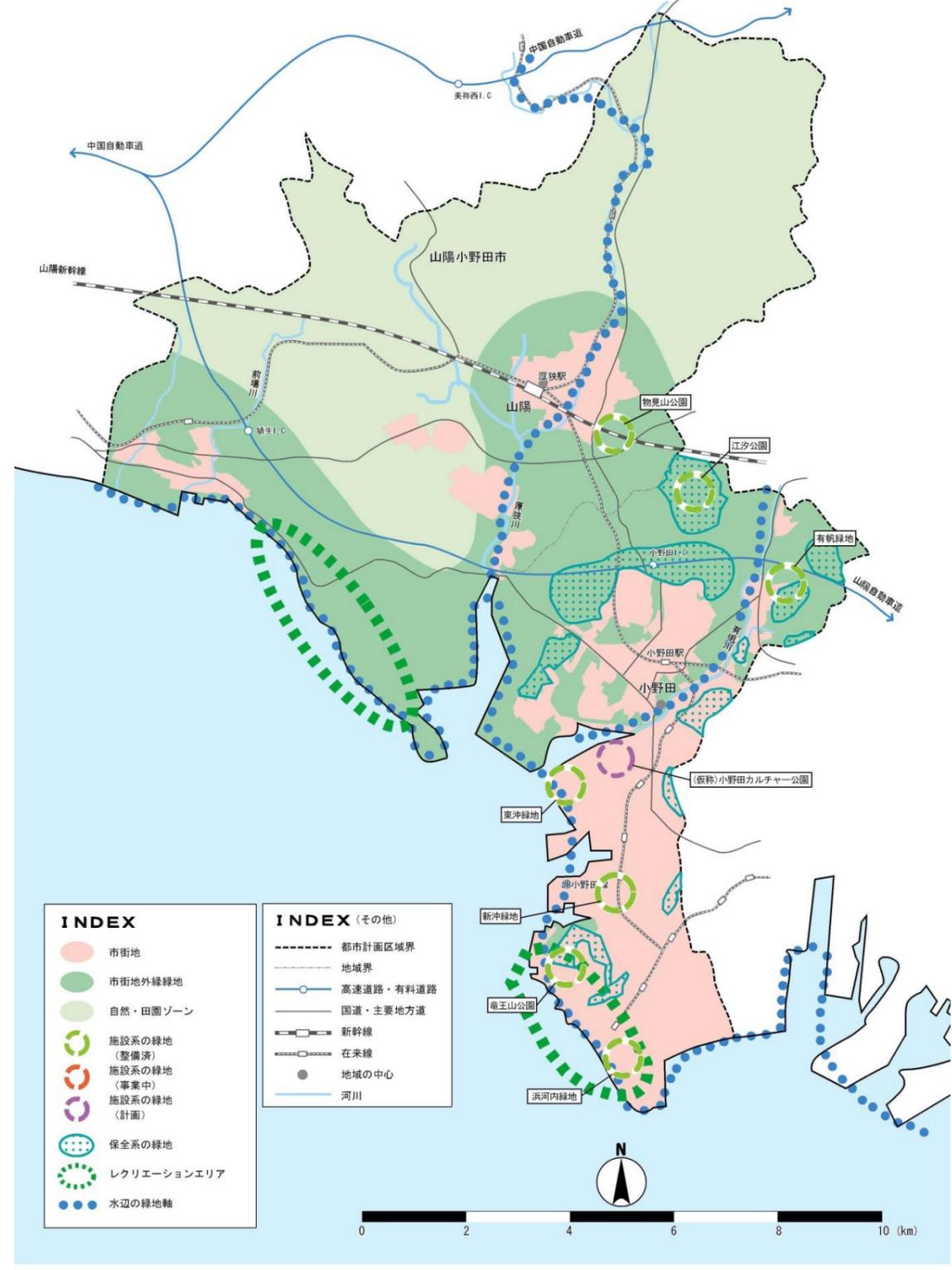
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)								
旧：19	3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針								
新：19	<p>① 基本方針</p> <p>1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会*の形成を進めるため、森林、農地、河川等の自然環境を適正に保全するとともに、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの空間の整備を図る。 都市環境への負荷を軽減する緑の機能を保全・活用するため、都市緑化を推進する。 緑豊かなうるおいのある都市景観の形成、身近な緑の中でのレクリエーション需要への対応、あるいは災害・地震時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、広域緑地計画*や緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備を進める。 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。 <p>2) 計画水準</p> <p>身近な自然環境と触れあえる生活環境を実現するため、将来市街地において、緑地として確保する目標量は、次表のとおりとする。</p> <p>【緑地の確保目標量】(広域都市圏単位)</p> <table border="1" data-bbox="394 909 1368 995"> <tr> <td></td> <td>平成42年</td> </tr> <tr> <td>将来市街地面積に対する割合</td> <td>おおむね 30%</td> </tr> </table> <p>※ 将来市街地面積に対する割合 = (将来市街地内の緑地確保目標量+将来市街地に接する周辺緑地の確保目標量) / (将来市街地面積+将来市街地に接した周辺緑地の確保目標量)</p> <p>また、都市公園として整備すべき緑地の都市計画区域内人口1人当たりの目標量は、次表のとおりとする。</p> <p>【都市公園の目標量】(広域都市圏単位)</p> <table border="1" data-bbox="394 1236 1368 1329"> <tr> <td></td> <td>平成42年</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域内人口1人当たりの目標量</td> <td>約 20m²/人</td> </tr> </table> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統毎に緑地の均衡ある配置を図る。</p> <p>1) 環境保全系統</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や厚狭川・有帆川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。 		平成42年	将来市街地面積に対する割合	おおむね 30%		平成42年	都市計画区域内人口1人当たりの目標量	約 20m ² /人	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の緑の保全、都市機能の集約化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりの推進により、自然的環境への負荷の低減に努める。 うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。 <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごと^とに緑地の均衡ある配置を図る。</p> <p>1) 環境保全系統</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や厚狭川・有帆川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
	平成42年									
将来市街地面積に対する割合	おおむね 30%									
	平成42年									
都市計画区域内人口1人当たりの目標量	約 20m ² /人									

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
旧：20 新：19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、市街地周辺部の開発がみられる地区等では、緑地の連続性の回復を図り、市街地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。 <p>2) レクリエーション系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。 ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。 ・ 広域的なレクリエーションの場となる、江汐公園や竜王山公園、物見山公園等の整備を推進する。 ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコストの削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。 <p>3) 防災系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。 ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる公園として、江汐公園を活用する。 ・ 洪水、高潮、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。 ・ 洪水や高潮による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。 <p>4) 景観構成系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地の樹林を保全する。 ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。 ・ 市街地北西部等に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。 ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。 ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。 <p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>1) 都市計画公園・緑地等の配置方針</p> <p>本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は次表のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地周辺部の開発がみられる地区等では、緑地の連続性の回復を図り、市街地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。 <p>2) レクリエーション系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。 ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。 ・ 広域的なレクリエーションの場となる、江汐公園や竜王山公園、物見山公園等の整備を推進する。 ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコストの削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。 <p>3) 防災系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。 ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる公園として、江汐公園を活用する。 ・ 洪水、高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。 ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。 <p>4) 景観構成系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地の樹林を保全する。 ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。 ・ 市街地北西部等に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。 ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。 ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。 <p>③ 個別の都市計画の決定の方針</p> <p>1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針</p> <p>本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。</p>

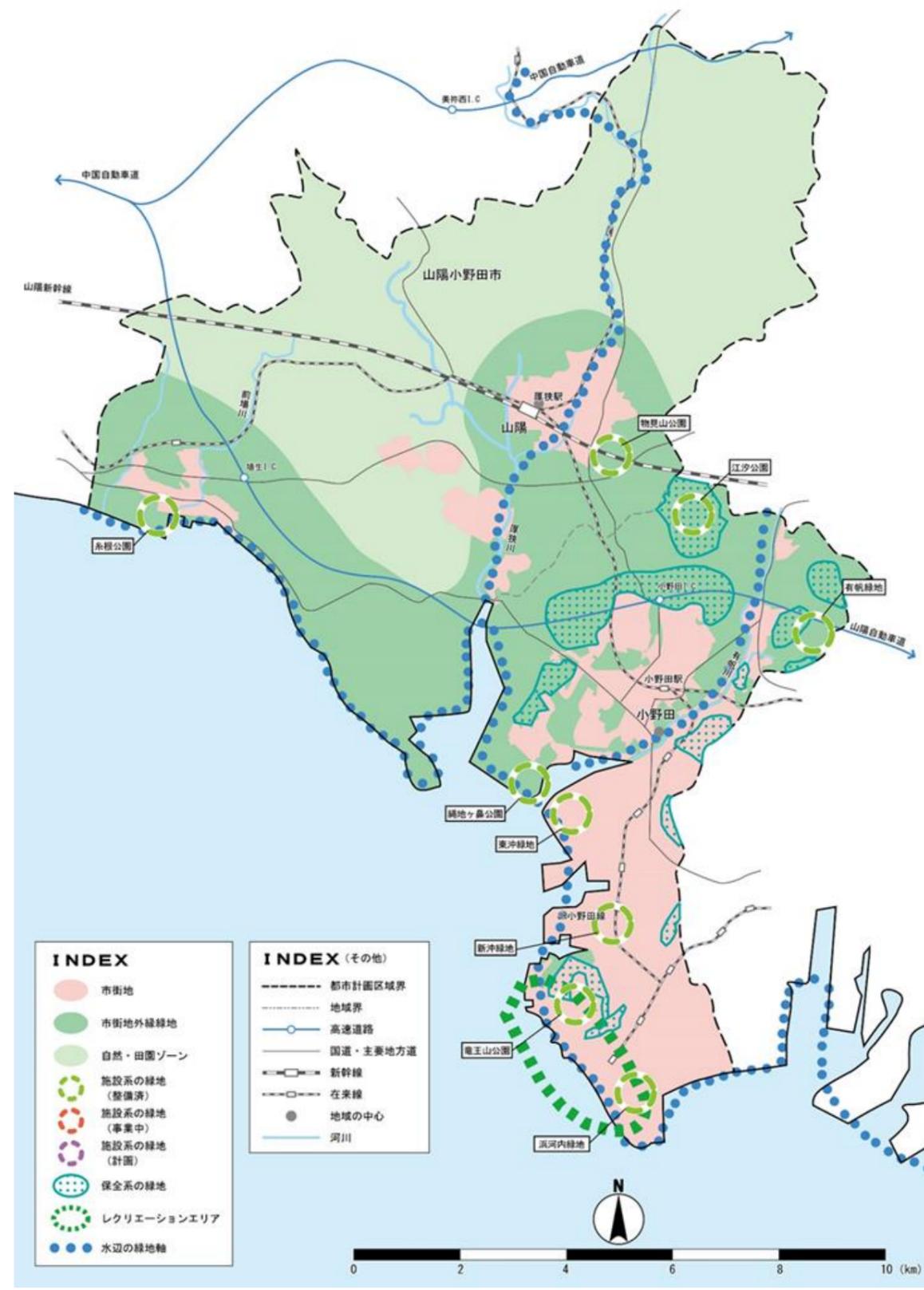
頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編 (案)																																		
旧:21	<p>【都市計画公園・緑地等の配置方針】</p> <table border="1" data-bbox="311 264 1498 678"> <thead> <tr> <th colspan="2">公園緑地等の種別</th> <th>配置の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">住区基幹公園</td> <td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。</td> </tr> <tr> <td>都市 基幹 公園</td> <td>総合公園</td> <td>竜王山公園、小野田カルチャー公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の公園・緑地</td> <td>江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 特別緑地保全地区*等の指定方針 本区域における特別緑地保全地区*等の指定方針は、次表のとおりとする。</p> <p>【特別緑地保全地区*等の指定方針】</p> <table border="1" data-bbox="311 877 1498 1131"> <thead> <tr> <th>地区の種別</th> <th>指定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別緑地保全地区*</td> <td>市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。</td> </tr> <tr> <td>風致地区*</td> <td>市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	公園緑地等の種別		配置の方針	住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。	都市 基幹 公園	総合公園	竜王山公園、小野田カルチャー公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。	その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。	地区の種別	指定方針	特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。	風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。	<p>【都市計画公園・緑地等の配置の方針】</p> <table border="1" data-bbox="1593 264 2781 678"> <thead> <tr> <th colspan="2">公園緑地等の種別</th> <th>配置の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">住区基幹公園*</td> <td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。</td> </tr> <tr> <td>都市 基幹 公園*</td> <td>総合公園</td> <td>竜王山公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の公園・緑地</td> <td>江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 風致地区*の指定の方針 本区域における風致地区*の指定の方針は、次表のとおりとする。</p> <p>【風致地区*の指定の方針】</p> <table border="1" data-bbox="1593 877 2781 1010"> <thead> <tr> <th>地区の種別</th> <th>指定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風致地区*</td> <td>市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	公園緑地等の種別		配置の方針	住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。	都市 基幹 公園*	総合公園	竜王山公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。	その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。	地区の種別	指定方針	風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。
公園緑地等の種別		配置の方針																																		
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。																																		
都市 基幹 公園	総合公園	竜王山公園、小野田カルチャー公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。																																		
その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。																																		
地区の種別	指定方針																																			
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。																																			
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。																																			
公園緑地等の種別		配置の方針																																		
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。																																		
都市 基幹 公園*	総合公園	竜王山公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。																																		
その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。																																		
地区の種別	指定方針																																			
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。																																			
新:20																																				

旧 : 22 ■自然的環境の整備・保全に関する方針

新 : 22



■自然的環境の整備・保全に関する方針



頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
旧：23	3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針
新：23	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「山口県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーなどによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザーや山口県景観サポーターを育成し、活用する。 山陽小野田市の景観形成団体移行及び景観計画策定を推進し、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。 景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してうるおいのある、美しいまちづくりを進める。 <p>② 主要な景観の保全と創出の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> J R小野田駅周辺や栄町、公園通り周辺地区、J R厚狭駅周辺地区では、商業・業務施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、人々が集い交わる中心拠点にふさわしい魅力ある都市景観の創出を図る。 良好な自然景観を有する竜王山や江汐湖周辺の緑地環境、焼野海岸等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。 歴史的なまちなみが残されている山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等では、防災面に配慮しつつ、歴史的建築物等の保存・修繕や、敷地内の緑等の保全を図り、地域に根づく文化的景観と調和したうるおいのある歴史的なまちなみの保全・形成を図る。 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。 	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「山口県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーなどによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザーや山口県景観サポーターを育成し、活用する。 景観行政団体として、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。 <p>② 主要な景観の保全と創出の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 小野田駅や市民館周辺地区、公園通り周辺地区、厚狭駅周辺地区では、商業・業務施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、地域の特性を踏まえながら、人々の憩いの空間の創出などにより、にぎわいのある景観形成に努める。 良好な自然景観を有する竜王山や江汐湖周辺の緑地環境、焼野海岸等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。 歴史的なまちなみが残されている山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等では、防災面を考慮し、歴史的建築物等の保存・修繕や、敷地内の緑等、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図るとともに、地域に根づく文化的景観と調和したうるおいのある歴史的なまちなみの保全を図る。 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

頁	旧 区域マス本編	新 区域マス本編(案)
旧：24	3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針
新：24	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の災害特性を配慮した土地利用の誘導等を行うとともに、延焼防止や、避難、救助、物資の輸送等に資するオープンスペースや道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりへ取り組む。 近年多発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、本区域の災害リスク情報を踏まえた都市構造の検討を行う。 地震による建築物の倒壊や、市街地における火災・延焼による被害をできるだけ抑えることができるよう、災害時の避難路や延焼防止帯等としても機能する道路や公園等の整備を行うとともに、建築物の耐震化、及びや不燃化を促進する。なお、地震津波等については、今後の法をはじめとする様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等の検討を行うこととする。 住民、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、災害リスク情報の共有や相互補完による連携を図りながら、ハード・ソフト両面からなる多様な取組を推進する。 <p>② 主要な都市防災の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された地区については、開発許可制度の適切な運用等による住宅等の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。 災害を防除する河川管理施設や急傾斜施設、海岸管理施設等の整備や適切な維持管理に併せ、洪水・高潮浸水エリアや、土砂災害警戒区域に指定された地区、等について、各種ハザードマップ等により、災害のおそれのある区域についての危険の周知を行う。 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。 市街地を流れる厚狭川、有帆川の洪水避難地図や高潮ハザードマップなど、洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップの周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。 	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「山陽小野田市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。 <p>② 主要な都市防災の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。 既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建物の耐震化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートでの事故などに対応するため、緩衝緑地*帯の保全に努める。 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設等の整備を推進する。 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。 市街地を流れる厚狭川、有帆川の洪水ハザードマップ*や山陽小野田市高潮ハザードマップ*など、洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップの周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。